

**島根県個人情報保護条例解釈運用基準  
(平成31年4月改訂)**

# 島根県個人情報保護条例解釈運用基準

## [ 目 次 ]

	頁
[第1章 総則]	
第1条 目的	1
第2条 定義	2
第3条 実施機関の責務	4
[第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護]	
第4条 個人情報取扱事務の登録及び閲覧	5
第5条 収集の制限	7
第6条 利用の制限	11
第6条の2 特定個人情報の利用制限	12
第6条の3 情報提供等記録の利用の制限	13
第7条 提供の制限	14
オンライン結合による提供の制限	17
第7条の2 特定個人情報の提供の制限	18
第8条 適正管理	18
第9条 職員の義務	19
第9条の2 指定管理者の指定に伴う措置等	20
第10条 委託に伴う措置等	21
[第3章 個人情報の開示、訂正等及び利用停止]	
[第1節 個人情報の開示]	
第11条 開示請求	22
第12条 開示請求の方法	25
第13条 開示義務	26
法令秘情報	27
代理人による開示請求に関する個人情報	27
開示請求者以外の個人に関する情報	28
法人等情報	31
公共安全等情報	32
審議、検討又は協議等に関する情報	33
事務又は事業に関する情報	34
第14条 部分開示	36
第15条 裁量的開示	37
第16条 個人情報の存否に関する情報	37
第17条 開示請求に対する措置	38
第18条 開示決定等の期限	39
第19条 事案の移送	41
第20条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	43
第21条 開示の実施	45

第22条	開示請求の特例	46
第23条	費用負担	47
〔第2節 個人情報の訂正等〕		
第24条	訂正等の請求	48
第25条	訂正等の請求の方法	49
第26条	訂正等の義務	50
第27条	訂正等の請求に対する措置	51
第28条	訂正等の決定の期限	52
第28条の2	事案の移送	53
第28条の3	個人情報の提供先への通知	55
第28条の4	情報提供等記録の提供先等への通知	56
〔第3節 個人情報の利用停止〕		
第29条	利用停止の請求	57
第29条の2	特定個人情報の利用停止の請求	58
第30条	利用停止の請求の方法	60
第31条	利用停止の義務	61
第32条	利用停止の請求に対する措置	62
第33条	利用停止決定等の期限	63
〔第4節 審査請求等〕		
第33条の2	県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求	64
第33条の3	審理員による審理手続きに関する規定の適用除外	65
第34条	審査会への諮問	66
第35条	審査請求に対する裁決	68
第36条	島根県個人情報保護審査会	69
第37条	会長	69
第37条の2	部会	70
第38条	審査会の調査権限	71
第39条	意見の陳述	72
第40条	意見書等の提出	72
第41条	委員による調査手続	72
第42条	提出資料の写しの送付等	73
第43条	調査審議手続の非公開	73
第44条	答申の送付等	74
第45条	規則への委任	74
〔第4章 雑則〕		
第46条	適用除外	75
第47条	他の制度との調整	77
第48条	苦情処理	79
第49条	出資法人の責務	79
第50条	運用状況の公表	80
第51条	委任	80

[第5章 罰則]

第52条	81
第53条	83
第54条	84
第55条	86
第56条	86

[附 則]

附 則	87
-----	----

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (趣旨)

本条はこの条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈の指針となるものである。

### (解釈及び運用)

- 1 「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め」とは、個人情報について、個人情報の収集から利用、提供、管理、廃棄に至る一連の過程において、その取扱いの適正を期するため、収集の制限、利用の制限、提供の制限、適正管理、委託に伴う措置などを定めることをいう。
- 2 「開示、訂正等及び利用停止を求める権利を明らかにする」とは、県の実施機関が保有する個人情報について、自己の個人情報の開示を請求する権利、開示を受けた個人情報に事実の誤りがある場合に訂正等を請求する権利及び開示を受けた個人情報不適正に取り扱われている場合にその利用の停止を請求する権利を明らかにしたものである。
- 3 「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」が本条例の目的である。「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」と「個人の権利利益を保護すること」とは、並列の関係にあるものではなく、「個人の権利利益を保護すること」が第一の目的である。
- 4 「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」とは、本条例の第一の目的である「個人の権利利益を保護すること」との適切な調和の下に、実施機関が個人情報を取り扱うに当たっては、この条例の規定にのっとり適正に取り扱うこと等により、行政運営の一層の適正が確保されることも目的の一つとして規定したものである。
- 5 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのある個人の様々な権利利益であって、例えば、自己の個人情報が本人の知らないところで収集されない利益、自己の情報を知る権利、誤った情報、不完全な情報によって自己に関して誤った判断がなされない利益などをいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。
  - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
  - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (5) 実施機関 知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ）をいう。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(趣旨)

本条は、条例における基本的用語を定義したものである。

(解釈及び運用)

1 第1号関係

(1)「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所はもとより、心身の状況、病歴、学歴、職歴、資格、成績、親族関係、所得、財産の状況、思想、信条、信仰その他一切の個人に関する情報をいう。

このように個人の属性を示す全ての情報を対象としたのは、個人の権利利益が侵害されるかどうかは、情報の種類内容だけでは一律に判断することができず、個々具体的な収集、利用又は提供、管理等の態様との関連で判断する必要があるからである。

(2)「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

(3)「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものをいう。

「他の情報」には、公知（周知）の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれる。一方で、特別の調査をすれば入手し得るような情報については、基本的には「他の情報」には含まないものである。

「他の情報」の範囲については、当該個人情報の内容や性質等によって、個別に判断することが必要となる。

## 2 第2号関係

第2号は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同様に、指紋データや旅券番号等、それ単独で特定の個人が識別されるものを「個人識別符号」として定義し、個人識別符号が第2条第1号に規定する「個人情報」に該当することを明確にしたものである。

「規則で定めるもの」については、島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年島根県規則第84号）第1条の2において規定している。

具体的にどのようなものが個人識別符号に該当するのかについては、規則第1条の2を参照のこと。

## 3 第3号関係

番号法において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

## 4 第4号関係

番号法において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

## 5 第5号関係

(1) この条例における「実施機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び警察法（昭和29年法律第162号）により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関及び議決機関である議会並びに県が設立した地方独立行政法人をいい、実施機関の行政組織規則等により定められている本

庁各課（室）及び地方機関等のすべてをいうものである。

- (2) 現在、本県においては、公営企業管理者が置かれておらず、地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限は知事が行うことになっているが、平成19年4月1日からの病院事業に対する公営企業法の全部適用に伴い病院事業管理者を実施機関とした。
- (3) 「海区漁業調整委員会」とは、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会をいう。
- (4) 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づき、公共性を見地から地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するために、地方公共団体が別の法人格を与えて設立する団体であり、県が保有する個人情報と同様に、その保有する個人情報の保護を確実にするため、本条例の実施機関としたものである。

## 6 第6号関係

- (1) 本号は、本条例に規定する個人情報の収集、利用及び提供、開示請求、訂正等の請求、利用停止の請求等において、権利利益の保護を図るべき対象として、本人の定義を定めたものである。
- (2) 「本人」とは、氏名、生年月日等その他のあらゆる個人情報から識別できる個人と、同一人であると認定できる者をいう。

### （実施機関の責務）

**第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。**

#### （趣旨）

本条は、個人情報保護制度を実施するに当たって、実施機関の責務を定めたものである。

#### （解釈及び運用）

「個人情報の保護に関して必要な措置」とは、この条例に具体的に規定する保護措置に限らず、個人情報を取り扱う事務の見直しや改善のほか、職員の研修、県民等に対する普及啓発等個人情報の保護に関する必要なすべての措置をいう。



## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 県の職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員（以下この号において「県職員等」という。）又は県職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 犯罪の捜査に関する事務
- (3) その他規則で定める事務

3 第1項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、同項第5号の記録項目の一部、同項6号に掲げる事項若しくは同項第7号の規則で定める事項の一部を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部、事項若しくは規則で定める事項の一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

4 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

(趣旨)

本条は、実施機関が個人情報を取り扱うに当たって、事務の名称、目的、記録項目、収集先等を明らかにするために個人情報取扱事務登録簿に登録し、その登録簿を公表し、一般の閲覧に供する義務を定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

- (1) 「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関の所掌する事務であって、当該事務を執行するために、個人情報の収集、利用、提供等の取扱いを伴うものをいう。
- (2) 「一般の閲覧に供しなければならない」とは、登録簿を県政情報センター等の窓口

に備え置き、県民等が閲覧し得る状態にしておくことをいう。

- (3) 「個人情報取扱事務の名称」とは、個人情報を取り扱う目的を同じくした、収集、利用、提供に至るまでの、一連の事務の名称をいう。
- (4) 「個人情報取扱事務の目的」とは、個人情報を収集する当該事務の目的をいう。
- (5) 「個人情報取扱事務を所管する組織の名称」とは、個人情報取扱事務を担当する本庁課（室）等及び地方機関の名称をいう。
- (6) 「個人情報の対象者の範囲」とは、具体的な個人名ではなく、申請者、届出者、納税義務者、被表彰者、受験者等のように、個人を類型化したものをいう。
- (7) 「個人情報の記録項目」とは、氏名、住所、生年月日、健康状態、家族状況、職業・職歴、資格、資産、収入、思想・信条、信教等をいう。
- (8) 「個人情報の収集先」とは、個人情報の収集の相手方をいう。

## 2 第2項関係

本項は、個人情報取扱事務の登録を要しない事務について定めたものである。

- (1) 県職員等又は県職員等であった者の人事、給与、福利厚生等に関する個人情報は、使用者としての実施機関と被使用者としての職員との関係に係る内部管理情報であり、当該個人情報を取り扱う事務を登録して一般の閲覧に供する意義に乏しいため、登録対象から除外したものである。

ア 「人事」とは、任免、分限、人事記録、懲戒、資格等に関する事務

イ 「給与」とは、給料、諸手当等に関する事務

ウ 「福利厚生等」とは、健康管理、安全衛生、共済関係、各種貸付等に関する事務

- (2) 「県の職員」とは、実施機関及び実施機関以外の県の機関の一般職及び特別職の職員をいう。

- (3) 「市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員」とは、県が給与を負担している市町村の教職員をいう。

- (4) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集、保全することをいい、被疑者の逮捕も含まれる。

犯罪の捜査に関する事務については、個人情報取扱事務登録簿に記載する個人情報の対象者の範囲や記録項目等が多種多様であってあらかじめ登録することが極めて困難であり、また、犯罪の捜査に関する事務を適正に執行するためには関連する情報の秘匿性が要求されることから当該個人情報取扱事務について登録簿を作成して閲覧に供することは適当でないとして除外したものである。

なお、ここにいう犯罪とは、法令及び条例によって刑罰を科することとされた行為の総称である。

## 3 第3項関係

- (1) 公安委員会又は警察本部長が行う前項第2号の規定による犯罪の捜査に関する事務以外の個人情報取扱事務にも警察事務の特殊性から登録簿に登録することにより事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合があることから、個人情報の項目の一部等を登録簿に登録しないこと、又は当該事務を登録簿に登録しないことができることとしたものである。

- (2) 「当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、

実施機関の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、この要件に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的とするとき。

(3) 島根県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(6) 他の実施機関から提供を受けるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を本人以外のものから収集することにつき相当の理由がある場合であって、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(趣旨)

本条は、実施機関が個人情報を収集する際の原則を定めたものであり、個人情報の収集目的、収集方法、収集先及び収集する情報の内容について、一定の制限を設けたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

(1) 本項は、実施機関が個人情報を収集する場合には、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、その目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集すべきことを定めたものであり、収集を始めるに際し、実施機関の内部規制として、事務を所管する本庁各課（室）及び地方機関において事務の目的を確認することにより、事務の執行に必要な個人情報を特定するものである。

(2) 「収集」とは、実施機関が、当該実施機関以外のものから個人情報を取得することをいい、取得の形態又は方法を問わない。

- (3) 「個人情報取扱事務の目的を明確にし」とは、個人情報の収集を開始する前に当該個人情報の収集を行う目的を明らかにしておくことをいう。
- (4) 「目的を達成するために必要な範囲」とは、当該個人情報取扱事務を執行していく上で、その目的を達成するために必要とされる個人情報の範囲をいい、不要又は過剰な収集を禁止するものである。

## 2 第2項関係

本項は、思想・信条等の内心に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について、当該個人情報不適正に取り扱われた場合には、個人の権利利益を侵害する危険性が高いことから、たとえ、本人の同意があったとしても、法令等の規定に基づくとき、犯罪の予防等を目的とするとき又は審査会の意見を聴いた上で実施機関が必要と認めるときのいずれかに該当しない限りは、収集を禁止することを定めたものである。

- (1) 「思想、信条」とは人格そのものあるいは精神的作用の基礎に関わるものをいい、人生観、思想・信条に係る主義・主張、支持政党名、所属政治団体、政治活動歴、政治信条等がこれに該当する。
- (2) 「信教」とは、一定の宗教を信仰することをいい、信仰宗教、宗派名、所属する宗教法人名等がこれに該当する。
- (3) 「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とは、過去に不当な社会的差別の原因となった事実があり、今後も同様の原因となるおそれがあるなど、その取扱いを誤ると不当な差別を助長するおそれのある個人情報をいう。どのような個人情報がこれに該当するのか客観的に明らかであるとはいえないが、例としては、人種、民族に関する情報、犯罪歴に関する情報、同和地区に関する情報などが考えられる。

### (4) 第1号関係

- ア 「法令又は条例」とは、法律、政令、府令、省令及び条例をいう。
- イ 「法令又は条例の規定に基づくとき」とは、法令等で収集できることを定めている場合のほか、法令等の趣旨、目的から判断し収集することができると解される場合も含む。
- (ア) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条から第86条の4  
公職の候補者に係る本籍、所属政党等に関する届出書
- (イ) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条  
職員採用の際の欠格事項

### (5) 第2号関係

犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として個人情報を収集する場合においては、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないとこれらの事務の目的を達成することができないことがあるため例外としたものである。

- ア 「犯罪の予防」とは、社会秩序の維持一般を目的として、犯罪の発生を予防することをいう。
- イ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防ぎ、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- ウ 「犯罪の捜査」とは、前条第2項第2号における解釈と同義である。
- エ 「被疑者の逮捕」は、犯罪の捜査に含まれるが、重要なものであることから特に

明記したものである。

オ 「交通の取締り」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であって、道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査などがこれに当たる。

カ 「公共の安全と秩序の維持」とは、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序の維持をいう。

(6) 第3号関係

「個人情報取扱事務の目的を達成するために必要がある」とは、事務の目的、性質等から判断して、当該個人情報を欠いてしまうと、当該事務の執行ができなくなる場合をいう。

3 第3項関係

本項は、個人情報の収集は本人から行うことを原則とするとともに、例外として本人以外のものから収集できる場合を定めたものである。

なお、本人から提出された書類が市町村を経由して進達される場合、申請書等が使用者により持参し提出される場合等、他人を介して提出されるものの実質的には本人から提出されたものとみなされる場合は、本人収集に該当するものである。

(1) 第1号関係

本号は、本人の個人情報を本人以外のものから収集することについて、本人が同意している場合には、権利利益を侵害するおそれはないと考えられることから、本人収集の例外とするものである。

ア 「本人の同意があるとき」とは、口頭又は文書による同意がある場合をいう。

イ 本人が、意思能力を有しない乳幼児（学齢に達しない者）又は成年被後見人の場合には、法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人）の同意をもって、本人からの同意があるものとみなす。

(2) 第2号関係

本号は、法令等の規定に基づいて本人以外のものから個人情報を収集することについては、当該法令等の目的達成の必要性から本人以外のものから収集を認めているものと考えられるため、本人収集の原則の例外とするものである。

ア 法令等により本人以外のものに対し実施機関への個人情報の報告、提供等を義務付けている場合の例

(ア) 地方税法第72条の59（知事の閲覧等請求に基づく政府の所得税等納税関係書類の提示）

(イ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（医師による感染症患者等の知事への届出）

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2（精神病院の管理者による医療保護入院者の退院の際に行う知事への届出）

(エ) 公職選挙法第108条第1項（選挙管理委員会による当選人へ当選証書を付与した旨の知事への報告）

イ 法令等により実施機関が本人以外のものから個人情報を収集することができると解される場合の例

(ア) 公害紛争処理法第49条の2（知事が市町村長に対し、公害に対する苦情の

処理状況について報告を求める場合)

(イ) 生活保護法第29条(福祉事務所長等が要保護者等について官公署に対し調査を囑託し、又は銀行等に対し報告を求める場合)

(ウ) 行政不服審査法第27条(審査庁として、参考人に対し陳述させ、又は鑑定を求める場合)

(3) 第3号関係

本号は、収集しようとする個人情報が出版、報道等により公にされている場合には、誰もが知り得る状態にあると考えられることから、本人収集の原則の例外とするものである。

ア 「出版、報道等」には、書籍、雑誌等の出版物や新聞、テレビ、ラジオ等の報道のほか、講演会等における発表、ホームページによる公表、不動産登記簿のように法令等により何人でも閲覧できる制度も含まれる。

イ 「公にされているとき」とは、不特定多数の者が知り得る状態にあることをいう。同窓会名簿等の特定の者のみに頒布する目的のために作成されたものは、公にされたものとはいえないもので、本号には該当しないものである。

(4) 第4号関係

本号は、個人の生命、身体又は財産の安全を保護するために個人情報を収集することが必要な場合で、収集することについて時間的余裕がなく、本人から収集していたのでは、個人の生命、身体又は財産を保護するという目的が達成できないときは、本人収集の原則の例外とするものである。

「緊急かつやむを得ない」とは、災害、犯罪等から個人の生命、身体又は財産を保護するため、本人から個人情報を直接収集する時間的余裕がなく、かつ、本人以外のものから個人情報を収集しなければ事務の目的が達成できない場合をいい、地震等の災害や犯罪、事故等の発生時に、意識不明となっている被災者等の身元、病歴、血液型等の個人情報を本人以外のものから収集する場合等がある。

(5) 第5号関係

本号は、犯罪の予防等を目的として行われる個人情報の収集は、被疑者の逃走や証拠隠滅等の防止など事務の性格上その秘匿性が求められることがあることから、本人収集の原則の例外とするものである。

「犯罪の予防等」とは、本条前項第2号の解釈と同義である。

(6) 第6号関係

本号は、他の実施機関から目的外の利用により収集するときは、提供する実施機関側において、その提供の妥当性が判断されており、重複して制限する必要はないので、本人収集の原則の例外とするものである。

「他の実施機関」とは、収集する実施機関以外の実施機関をいい、例えば、知事部局の一つの課が、教育委員会から収集する場合の教育委員会がこれに該当する。

(7) 第7号関係

本号は、第1号から第6号までのいずれにも該当しない場合であっても、本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるときは、本人収集の原則の例外とするものである。

ア 「相当の理由がある」とは、事務の目的及び性質から判断して、本人から収集したのでは当該事務の目的達成に支障が生ずるおそれがある場合、本人から収集した

のでは多大な経費と労力を要するため当該事務の円滑な実施が困難になるおそれがある場合、本人から収集すると本人に不必要な負担を強いることになる場合等、本人以外から収集することに合理的な理由がある場合をいう。また、相当な理由があるかどうかは、本人以外から収集することによる個人の権利利益の侵害のおそれと、住民負担の軽減、行政運営の効率化等の有効性を比較衡量して、収集する個人情報の内容、性質やその使用目的に合わせて個別具体的に判断する必要がある。

イ 本人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、本人以外のものから個人情報の収集はできないものである。

#### (利用の制限)

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。）を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 当該実施機関の事務を遂行する上で当該個人情報を使用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

#### (趣旨)

本条は、個人情報が適正に収集された場合であっても、その利用の仕方によっては、個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、個人情報（特定個人情報を除く。）の利用は、個人情報取扱事務の目的達成のために必要な範囲内で行うことを原則とし、例外的に収集目的外の利用ができる場合を定めたものである。

なお、特定個人情報の利用に関しては第6条の2で規定している。

#### (解釈及び運用)

「利用」とは、個人情報を保有する実施機関の内部において、当該個人情報を使用することをいう。例えば、知事部局の一つの課で保有している個人情報を知事部局の内部において使用する場合は該当する。

#### 1 第1号関係

本号は個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することについて、本人の同意を得たときには、本人の権利利益の侵害は生じないと考えられることから、利用の制限の例外とするものである。

「本人の同意があるとき」とは、第5条第3項第1号における解釈と同義である。

#### 2 第2号関係

本号は、法令又は条例の規定に基づくときは、利用の制限の例外とするものである。

- (1) 「法令等」とは、第5条第2項第1号における解釈と同義である。
- (2) 「法令等の規定に基づくとき」とは、法令等の規定により利用することが義務付けられている場合のほか、法令等の規定により実施機関が個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用することができる場合も含むものである。

なお、法令等の規定により実施機関が個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用することができる場合には、個人の権利利益を不当に侵害することにならないか事例ごとに慎重に判断した上で対応する必要がある。

### 3 第3号関係

本号は、情報を受ける側において独自に個人情報を収集する時間的余裕がなく、かつ本人から収集していたのでは個人の生命、身体又は財産の保護が達成されず、他の適当な収集方法がない場合には、利用の制限の例外とするものである。

### 4 第4号関係

本号は、住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図るための行政機関相互の連携、協力の必要性から、相当の理由があると認められるときには、同一実施機関内での利用について例外とするものである。ただし、相当な理由がある場合であっても、本人の権利利益を不当に害するおそれがある場合には、利用できないものである。

#### (特定個人情報の利用の制限)

第6条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### (趣旨)

本条は、実施機関における特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）の目的外利用を原則禁止し、また、特定個人情報の要保護性に照らし、その目的外利用の例外事由を限定することを定めたものである。

特定個人情報の目的外利用は、番号法第29条第1項による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の読み替え規定において、その要保護性に照らし、目的外利用が認められる場合を限定している。地方公共団体にあつては、番号法第31条により行政機関個人情報保護法等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずることとされていること



から、本条に同様の規定を設けたものである。

なお、情報提供等記録の利用制限については、第6条の3で規定している。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

特定個人情報の目的外利用については、第2項に該当する場合を除き、原則認めないものである。

2 第2項関係

個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、目的外利用が認められる。具体的には、本人が事故で意識不明の状態にあり、緊急で治療を行うに当たり、個人番号でその者を特定する場合などが該当する。

(情報提供等記録の利用の制限)

**第6条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。**

(趣旨)

本条は、情報提供等記録については、その要保護性及び生命等保護のため目的外に利用することが必要な場合が想定されないことから、目的外利用の禁止について定めたものである。

番号法第30条による行政機関個人情報保護法の読み替え規定において、情報提供等記録の目的外利用の禁止について規定している。第6条の2と同様に番号法第31条の趣旨を踏まえ本条に行政機関個人情報保護法と同様の規定を設けたものである。

(提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 法令等の規定に基づくとき。
  - (3) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 他の実施機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、当該個人情報を使用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前号に掲げるもの以外のものに提供する場合であって、犯罪の予防等を目的として提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、島根県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等について制限を付し、又は適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(趣旨)

本条は、個人情報が適正に収集された場合であっても、その提供の仕方によっては、個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、個人情報の提供は、個人情報取扱事務の目的達成のために必要な範囲内で行うことを原則とし、例外的に収集目的外の提供ができる場合を定めたものである。

また、実施機関が実施機関以外のものに個人情報を提供する場合には、提供先に対して条例の拘束が直接及ぶものではないことから、個人情報を適正に取り扱うよう提供を受けるものに対して実施機関が求めるべき措置について定めたものである。

なお、特定個人情報の提供の制限については、第7条の2において定めている。

(解釈及び運用)

- 1 「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が当該実施機関以外のものに当該個人情報を提供することをいう。例えば、知事部局の一つの課で保有している個人情報を他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、市町村、団体等に提供する場合が該当する。

(1) 第1号関係

ア 本人への提供は本号の規定により、自己情報の開示請求権の行使を待つまでもなく、情報提供が可能な個人情報本人へ提供して差し支えない。本人が同意すれば、家族、外部機関等への情報提供も可能となる。ただし、その際には下記の点に注意する必要がある。

(ア) 情報提供であるため、必ずしも公文書そのものの閲覧、視聴又は写しの交付を行う必要はないこと。

(イ) 情報提供であるため、本人の確認や意思の確認を十分に行い、個人情報が安易に外部へ提供されることのないようにすること。

(ウ) 第13条の非開示情報の有無についても留意すること。

(2) 第2号関係

第6条第2号の解釈と同義である。

なお、本号に該当する場合であっても実施機関の裁量により提供するか否かを判断できるときには、提供する個人情報について、個人の権利利益に配慮し、プライバシーの侵害が起こらないかどうかなど、個々の内容を検討の上判断する必要がある。

本号に該当する例

(ア) 会計検査院法第26条（会計検査院の帳簿等の提出要求に従い帳簿等を提出する場合）

(イ) 刑事訴訟法第99条第2項（裁判所からの提出命令に応じて証拠物を提出する場合）

(ウ) 刑事訴訟法第197条第2項（犯罪捜査のための必要事項の照会に応じて回答する場合）

(エ) 弁護士法第23条の2（弁護士会からの照会に応じて回答する場合）

(オ) 情報公開条例による公開請求に対し非公開情報に該当しないとして個人情報を公開する場合

(カ) この条例による開示請求に対し個人情報を開示する場合

(3) 第3号関係

ア 「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されているとき」とは、法令等により何人でも閲覧等を行うことができると定められたときをいい、閲覧等を利害関係人に限って認めているものは含まない。

なお、法令等で「何人も」と規定されていても、請求自体が法令等で制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるといふ趣旨でないときは、この規定には該当しないものとして扱う。

イ 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき」とは、従来から慣行として公にされ、又は将来公表することが予定されており、かつ公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められるとき。

(4) 第4号関係

第6条第3号の解釈と同義である。

(5) 第5号関係

本号は、住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点やその向上を図るための行政機関相互の連携、協力の必要性から、相当の理由があると認められるときには、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該

実施機関以外の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供できることを定めたものである。

なお、相当な理由がある場合であっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は、提供できないものである。

#### (6) 第6号関係

犯罪の予防等を目的とする活動では、前号に掲げるもの以外のものに対して、提供を必要とする場合がある。このような場合にまで提供を禁止すれば、犯罪の予防等の目的の達成に支障が生じ、個人にも不利益が生ずることがあり得る。そこで、犯罪の予防等を目的とする場合であって、その目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別な理由があると認められるときについては、目的外の提供ができることとしたものである。

ア 「犯罪の予防等」とは、第5条第2項第2号の解釈と同義である。

イ 「提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき」とは、本来実施機関において厳格に管理すべき個人情報について、公的機関以外のものに例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に即して、「相当な理由」よりもさらに厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、①公的機関に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、正に特別の理由が必要とされる。

#### (7) 第7号関係

本号は、第1号から第6号までのいずれにも該当しない場合であっても、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が公益上の必要その他相当の理由があると認めるときは、提供の制限の例外とするものである。

## 2 第2項関係

- (1) 本項にいう「提供」は、個人情報取扱事務の目的の範囲内であるかどうかを問わないものである。
- (2) 「制限」とは、利用期間の制限、個人情報の取扱者の限定、再提供の禁止などをいう。
- (3) 「必要があると認めるとき」とは、提供する個人情報の内容、提供の形態、提供先における利用目的、利用方法を勘案して、個別に判断するものである。
- (4) 「必要な措置」とは、適正な管理、内部管理規程の整備、取扱者の研修等をいい、具体的には、提供先の状況、提供する情報の内容等に応じ、個別に判断するものである。

## 第7条第3項 オンライン結合による提供の制限

3 実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときを除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

(趣旨)

本項は、通信回線を用いた電子計算機等により個人情報を実施機関以外のものに提供する場合は、相手方の必要性により実施機関が保有する個人情報を随時にアクセスすることを可能とし、実施機関としては、その個人情報を不可視の状態を提供することとなるため、国、市町村等実施機関以外の者へのオンライン結合という方法による個人情報の提供については、個人情報の保護のために必要な措置が講じられているとき以外に行ってはならないことを定めたものである。

(解釈及び運用)

- 1 「法令等の規定」とは、法令等にオンライン結合の方法により個人情報を提供すること及び提供する個人情報の内容が定められていることをいう。  
「法令等の規定に基づくとき」の例として、住民基本台帳法第30条の7第7項の本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所）の他の都道府県知事への提供がある。
- 2 「公益上の必要」とは、事務の目的、内容等にかんがみ、オンライン結合により個人情報を提供することが、住民負担の軽減、行政サービスの向上、事務処理の効率化に資するなど社会一般の利益を図るために必要であることをいう。
- 3 「必要な措置が講じられている」とは、個人情報を提供する実施機関及び提供の相手方の両者において、不正アクセスの防止やデータの改ざん防止のための措置等が講じられていることをいう。
- 4 「通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合」とは、実施機関以外のものが、実施機関の保有する個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にあることをいう。  
したがって、通信回線で結ばれていても、通常、相手方からのアクセスができず特定の時期に相手方にデータを送信するだけの場合や、実施機関相互においてオンライン結合により個人情報を利用し、又は提供する場合は、これに該当しない。
- 5 「実施機関以外のものに提供」とは、実施機関が管理する電子計算機と、国、他の地方公共団体、法人その他の団体及び個人が管理する電子計算機やその端末機等の情報機器とを通信回線を用いて結合して、実施機関の保有する個人情報を提供することをいう。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

(趣旨)

本条は、特定個人情報の提供の制限について確認的に定めるものである。

(解釈)

特定個人情報が不正に提供されると、個人に関する様々な情報が点々流通していき、本人の意図しない方法で利用されたりして、個人の権利利益を侵害するおそれが高いため、番号法では特定個人情報を提供できる場合を同法第19条において限定している。そこで、本条例においてもその旨を確認的に定めるものである。

(適正管理)

第8条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(趣旨)

本条は、実施機関が保有する個人情報の安全性、正確性等を確保するように努める義務があることを定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

「個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置」とは、個人情報の漏えい、滅失及びき損等が生じないように安全を確保するための措置や、不正アクセス防止のためのセキュリティ対策、保有する必要がなくなった個人情報の廃棄又は消去など、個人情報の適正な管理のために必要なあらゆる措置をいい、文書管理規則等に基づき、適切に取り扱っていくものとする。

2 第2項関係

(1) 「個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内」とは、個人情報取扱事務を執行する上で、その目的を達成するために必要とされる範囲をいい、具体的には、個人情報取扱事務の目的及び根拠となる法令等の趣旨から判断されるものである。

(2) 「正確かつ最新」とは、収集の時点で正確かつ最新な個人情報であることはもとより、利用又は提供する時点でも正確かつ最新な個人情報であることをいう。

ただし、過去の一定の時点で収集した個人情報は、その時点における資料として利用又は提供する限り修正の必要はないものである。

(職員の義務)

第9条 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。第52条及び第54条において同じ。）又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(趣旨)

本条は、実施機関の職員又は職員であった者に対して、職務上知り得た個人情報の適切な取扱いを義務付けることにより、個人の権利利益を保護しようとするものである。

(解釈及び運用)

- 1 「実施機関の職員」とは、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員（臨時的任用職員等を含む。）をいう。
- 2 「職務上知り得た個人情報」とは、職員が職務の執行に関連して知り得た個人情報をいい、自ら担当する職務に関するものはもとより、担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものも含まれる。  
地方公務員法第34条第1項の守秘義務の規定は、職員が職務上知り得た秘密を対象とするのに対し、本条では、個人情報であれば秘密に該当しないものもすべて対象とするものである。
- 3 「みだりに他人に知らせ」とは、個人情報を他人に知らせることが、自己の権限や事務に属しない場合、あるいは自己の権限や事務に属する場合であっても、正当な理由なく知らせる場合などをいう。
- 4 「不当な目的に使用」とは、自己の利益のために個人情報を使用する場合、あるいは他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいう。
- 5 一般職の職員が本条の規定に違反した場合は、地方公務員法第32条の法令等に従う義務に違反したことになり、同法第29条の懲戒処分の対象となり得る。

(指定管理者の指定に伴う措置等)

第9条の2 実施機関は、公の施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により同項の指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から公の施設の管理を行わせることとされた指定管理者は、前項の規定により講じられた措置に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 前項の指定管理者が行う業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(趣旨)

本条は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、実施機関は個人情報保護のために必要な措置を講じなければならないことを義務付けたものである。

(解釈及び運用)

#### 1 第1項関係

「個人情報の保護のために必要な措置」とは、次のようなものが考えられる。

- ア 秘密の保持
- イ 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止
- ウ 目的以外の利用及び提供の禁止
- エ 第三者への委託等の禁止
- オ 第三者への委託等の準用
- カ 業務従事者への周知
- キ 複写、複製の禁止
- ク 資料等の返還、廃棄
- ケ 調査、事故報告
- コ その他個人情報の保護に必要な措置

#### 2 第2項関係

実施機関から公の施設の管理を行わせることとされた指定管理者は、前項の規定により明らかにされた措置に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならないことを定めたものである。

#### 3 第3項関係

指定管理者が行う業務に従事している者又は従事していた者について、実施機関の職員と同様の義務を課すものである。

「その業務に関して知り得た個人情報」とは、指定管理者が行う業務の遂行に関連して知り得た個人情報をいい、自ら担当する事務に関する個人情報のほか、担当外の事項であっても指定管理者が行う業務に関連して知ることができたものが含まれる。



(委託に伴う措置等)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、前項の規定により明らかにされた措置に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(趣旨)

本条は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、委託契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならないことを義務付けたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

(1)「個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する」とは、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託することをいい、一般に委託契約と呼ばれているもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約、また、収納事務の委託も含まれる。

(2)「個人情報の保護のために必要な措置」の解釈は、前条第1項と同義である。

2 第2項関係

実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、前項の規定により明らかにされた措置に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならないことを定めたものである。

3 第3項関係

受託業務に従事している者又は従事していた者について、実施機関の職員と同様の義務を課すものである。

「その業務に関して知り得た個人情報」とは、受託業務の遂行に関連して知り得た個人情報をいい、自ら担当する業務に関する個人情報のほか、担当外の事項であっても受託業務に関連して知ることができたものが含まれる。

## 第3章 個人情報の開示、訂正等及び利用停止

### 第1節 個人情報の開示

#### (開示請求)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書（島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されている自己の個人情報(第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除く。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)(特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。))は、本人に代わって開示請求をすることができる。

#### (趣旨)

本条は、何人に対しても、公文書に記録されている自己の個人情報について開示を請求する権利を認めるとともに、特定個人情報を除く個人情報については、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限って代理請求を認めるものである。

特定個人情報については、情報提供ネットワークシステムの導入に伴い不正な情報提供等がされるのではないかとの懸念があることから、本人参加の権利の実質的な保障が重要である。容易に開示請求権等を行行使できるよう、法定代理人に加え、本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)を認める必要がある。条例第6条の2と同様に、番号法により地方公共団体に求められている措置を講ずるため、本条に番号法による読み替え後の行政機関個人情報保護法と同様の規定を設けたものである。

#### (解釈及び運用)

##### 1 第1項関係

- (1) 「何人も」とは、県民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。
- (2) 「自己の個人情報」とは、開示請求をすることができるのは、自己を本人とする個人情報に限られ、自己以外のものに関する個人情報については、たとえ配偶者や家族の個人情報であっても、開示請求をすることはできない。
- (3) 開示請求の対象とする個人情報は、第4条第2項第1号に規定する「県の職員及び市町村立学校給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務」に係る個人情報については、使用者である県と被使用者である職員との関係に基づく内部管理情報であり、これらの情報の開示を求めることを権利として認める場合、他の県民等との関係において権利の一部に均衡を欠くことから、開示請求の対象から除くものである。
- (4) 「請求をすることができる」とは、開示請求が権利であることを明らかにしたものである。

##### 2 第2項関係

- (1) 「未成年者」とは、年齢が満20年に達しない者をいう。(民法第4条)

- (2) 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- (3) 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の場合は、第一次的には親権者（民法第818条）、第二次的には未成年後見人（民法第839条、第840条）である。また、成年被後見人の場合は、成年後見人（民法第843条）である。
- (4) 任意代理人とは、本人から委任を受けた者であるが、なりすましによる被害を防ぐため、請求者である任意代理人の真正性を確保する必要がある。そのため、本人が請求書に委任する旨を記入して実印を押印し、印鑑証明書を提示又は提出する必要がある。
- (5) 任意代理人による特定個人情報の開示請求の必要性については、番号法逐条解説（内閣府大臣官房番号制度担当室）において次のように記載されている。
- 「社会保障・税番号制度においては、情報提供ネットワークシステムの導入に伴い不正な情報提供等がなされる懸念があり得ることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保証が重要である。このため、これらの権利が容易に行使できるよう、情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるよう、任意代理を認める必要がある。
- また、個人番号が利用される社会保障・税分野の手続きは、専門家である税理士や社労士などの代理人に手続きを委任するニーズが高いことから、開示請求等についても税理士などの任意代理人を認めることが国民の利便性向上に資する。そこで本条において任意代理を認めるものである。」
- (6) 代理人が開示請求をした後、開示を受ける前に代理人としての資格を喪失したときは、開示することができない。

### 3 死者の個人情報の取扱いについて

死者の個人情報のうち、請求者自身の個人情報でもありと考えられるもの及び社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるものについては、条例に基づく開示請求の対象として認められる。

#### (1) 請求者自身の個人情報でもありと考えられるもの

##### ア 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報

死者の財産が請求者に相続された場合には、請求者は死者と同一の法的地位に立つものである。したがって、請求者に帰属することが証明された相続財産に関する情報は、被相続人である死者の個人情報であると同時に請求者自身の個人情報でもありと解釈できる。

- ・ 相続した土地について、被相続人である死者が生前に県と取り交わした「境界確定承諾書」

##### イ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報

不法行為による損害賠償請求権及び慰謝料請求権については、請求者が相続したことが証明された場合には、相続財産の場合と同様に取り扱うことができる。

- ・ 災害補償請求権を取得した者が死亡した場合に、その相続人が開示請求する「災害補償認定に関する記録」

ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報

生命侵害に対する近親者固有の慰謝料請求権や遺贈によって取得した財産など、相続以外の原因により請求者が取得したことが証明された場合には、請求者自身の個人情報でもあると解釈できる。

- ・ 子どもの死亡に関して作成された事故報告書（慰謝料請求権が確定したもの）
- ・ 遺贈によって請求者が取得した土地について、死者が生前に県と取り交わした「境界確定承諾書」

(2) 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるもの

- ・ 死亡した時点において未成年者であった自分の子に関する情報

親権者であった者が死亡した未成年の子どもの情報を請求する場合には、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得ると解釈し、開示請求を認めることができる。ただし、死亡した子どもが婚姻をしていた場合には、成年に達していたものとみなされるので、その子どもの情報を開示請求することはできない。

- ・ 未成年者である子どもの死亡に関して作成された事故報告書（慰謝料の請求を前提とせず、原因究明のため事実関係の確認を行うことを目的するもの）

(開示請求の方法)

第12条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所（代理人が法人である場合にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）
  - (2) 開示請求に係る個人情報に特定するために必要な事項
  - (3) その他規則で定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(趣旨)

本条は、自己の個人情報の開示を請求する場合の具体的な手続について定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

- (1) 開示請求は、開示請求者の権利行使として、開示決定という行政処分を求める申請手続であって、文書により事実を明確にしておくことが適当である。  
開示請求書の様式は、規則で定める個人情報開示請求書による。
- (2) 「氏名及び住所」とは、開示請求をしようとする者の氏名及び住所をいい、本人が開示請求をしようとするときは、本人の氏名及び住所を、代理人が開示請求をしようとするときは、当該代理人の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）を開示請求書に記載することになる。
- (3) 「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、開示を求める具体的な内容をいい、実施機関の職員が開示請求された個人情報が記録されている公文書特定するために必要な事項をいう。
- (4) 開示請求書の提出は、本人確認を厳格にする必要性から、本人又は法定代理人（特定個人情報にあっては代理人）が窓口を持参することを原則とし、電話、ファクシミリ又は電子メール等による開示請求は認めないこととする。

2 第2項関係

本項は、開示請求をしようとする者が、本人であること、又はその法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）であることを確認するために必要な手続を定めたものである。

個人情報の開示は、本人又はその法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）に対して行われるものであり、他人に開示するようなことがあってはならないものであることから、本人等の確認は厳格に行う必要がある。

「規則で定めるもの」とは、運転免許証、旅券等があり、法定代理人の資格を証明する書類としては、戸籍謄本等がある。

### 3 第3項関係

本項は、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

- (1) 「形式上の不備」とは、開示請求書の記載事項が記載されていない場合や、開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、その特定が困難である場合も含む。
- (2) 「相当な期間」とは、開示請求書を補正するために必要と考えられる合理的な期間をいう。
- (3) 「補正」とは、開示請求書の形式上の不備を補うための加筆、訂正及び新たな文書の提出等をいう。補正の結果、開示請求書の形式上の不備が修正された場合には、当初から適法な開示請求があったものとして取り扱われるものであるが、補正に要した日数は開示決定等の期間には含まれない。
- (4) 「補正の参考となる情報」とは、実施機関が管理する公文書の名称、記録されている情報の概要等をいう。

実施機関は、開示請求者からの求めの有無にかかわらず、補正の参考となる情報の提供に努めなければならないものとする。

なお、請求者が不備な部分を補正しない場合は、その不備な部分が軽微なものであるときを除き、当該請求は却下されることとなる。なお、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

#### (開示義務)

**第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。**

#### (趣旨)

本条は、実施機関には開示請求のあった個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないという、原則、開示の義務があるということと、例外的に非開示とする情報を定めたものである。

#### (解釈及び運用)

「当該個人情報を開示しなければならない」とは、実施機関には、原則として開示請求に係る個人情報を開示する義務があることを定めたものである。

### 第13条第1号（法令秘情報）

**(1) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により開示することができない情報**

#### （趣旨）

本号は、法令若しくは条例により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示により開示することができないとされている情報については非開示とすることを定めたものである。

#### （解釈及び運用）

- 1 「法令等」とは、第5条第2項の解釈と同義である。
- 2 「法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示」とは、地方自治法第245条第1号への指示などにより、県がこれに従わなければならない法的拘束力のあるものをいう。
- 3 「開示することができない個人情報」とは、法令等の規定で明らかに本人へ開示してはならないことが定められている場合のほか、法令等の趣旨及び目的からみて本人へ開示することができないと判断される場合をいう。

### 第13条第2号（代理人による開示請求に関する個人情報）

**(2) 法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められる情報**

#### （趣旨）

本号は、未成年者又は成年被後見人の権利利益を保護する観点から、未成年者等の法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）による開示請求がなされた場合において、未成年者等本人と法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）との利益が相反すると認められる情報については非開示とすることを定めたものである。

#### （解釈及び運用）

- 1 「本人の利益に反する」とは、例えば、法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）と本人との利益が相反している場合又は本人の意思に反して開示請求がなされる場合をいう。
- 2 「本人の利益に反する」かどうかは、本人の意思を確認する方法又は客観的な事実に基づいて判断する方法により行うものとする。
- 3 この号に該当する情報の具体例としては、次のものが考えられる。
  - ・ 法定代理人から虐待を受けた子どもに係る児童相談記録

第13条第3号（開示請求者以外の個人に関する情報）

- (3) 開示請求者（当該開示請求者が法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）の場合は、本人をいう。以下この号及び第20条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

（趣旨）

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報は非開示とすること、また、個人を識別することはできないが開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報については非開示とすることを定めたものである。ただし、個人の権利利益の保護の観点から非開示とする必要のないものや公益上開示する必要性の認められるもの、公務員の職務遂行に関する情報については、例外的に非開示情報から除くこととしたものである。

（解釈及び運用）

- 1 「開示請求者（当該開示請求者が法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）の場合は、本人をいう。以下この号及び第20条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報」とは、開示請求された個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人に関する個人情報をいい、法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）が本人に代わって開示請求した場合には、開示請求者は本人であるため、法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）の個人情報は「開示請求者以外の個人に関する情報」として取り扱われる。
- 2 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」とは、事業を営む個人の当該事



業に関する情報については、本号ではなく、次号（法人等情報）において判断される。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、事業とは直接関係がない個人情報もあり、それらは本号により判断をする。

3 「特定の個人を識別することができる」及び「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」は、第2条第1号の解釈と同義である。

4 「特定の個人を識別することはできないが開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未発表の著作物のように特定の個人が識別されないように氏名等を除いても、開示することにより個人の財産権その他正当な利益を害するおそれのあるような情報や、医療機関のカルテ、反省文などのように個人の人格と密接に関連するような情報をいう。特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に非開示情報として規定したものである。

5 ただし書きアについて

(1) 「法令等」とは、第5条第2項の解釈と同義である。

「法令等の規定」は、実際に本人が知ることができることを内容とした規定に限られる。

(2) 「慣行として」とは、本人が知りうる慣習としておこなわれていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として本人が知ることができること又は知ることが予定されていることで足りる。

(3) 「開示請求者が知ることができる情報」とは、当該情報を、現に本人が知ることができる状態に置かれていれば足り、現に本人が知っている必要はない。

過去に本人が知ることができる状態にあったものであっても、時の経過により、開示請求の時点では知ることができない場合もあり得る。

(4) 「開示請求者が知ることが予定されている情報」とは、将来的に本人が知る予定（具体的に知ることが予定されている場合に限らず、求めがあれば本人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。

6 ただし書きイについて

(1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、「人の生命、健康、生活又は財産」に現実に被害が発生している場合に限らず、これらの権利利益が侵害される可能性が高い場合を含む。

(2) 「開示することが必要であると認められる」かどうかの判断は、不開示により保護される第三者の利益と開示により保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）の双方について、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討した上で比較衡量することによって行う。

(3) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合には、当該第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならない。（条例第20条）

## 7 たゞし書きウについて

- (1) 「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。また、国家公務員及び地方公務員は、一般職・特別職又は常勤・非常勤を問わない。したがって、国会議員、地方議会議員、附属機関の委員もこれに含まれるが懇話会、懇談会の委員等公務員としての地位を有しないものは含まれない。
- (2) 「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいう。
- (3) 「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- (4) 「職」とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名をいう
- (5) 公務員等の職務の遂行に関する情報は、行政の透明性・公正性を高めるため、個人に関する情報であっても、原則として本号では非開示とはならない。しかしながら、氏名を開示することにより当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがある場合は、その氏名を非開示とすることができる。

また、特例として警察職員など、その職務の性質上、氏名を開示すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者で、規則で定める職にある者については、その氏名を非開示とするものである。(参考：島根県個人情報保護条例施行規則第5条)

なお、例えば給料の額、家庭状況など公務員等の個人の私的な情報は「個人に関する情報」に該当するものであり、また公務員等の職務の遂行に関する情報の開示・不開示については、本条第5号、第6号、第7号により判断がなされるべきものである。
- (6) 「郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」(平成19年島根県条例第44号)の施行に伴い、「日本郵政公社」が削除され、「公務員等」に含まれないこととなったが、この条例の施行日(平成19年10月1日)前に作成し、又は取得した公文書に記録されている日本郵政公社の役員及び職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分については、なお従前の例によるものとする。

第13条第4号（法人等情報）

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

（趣旨）

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利、事業活動その他正当な利益を害するような情報は非開示とすることを定めたものである。

また、ただし書は、法人等又は事業を営む個人は、その活動が社会的に及ぼす影響が大きく、社会的責任が求められていることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する観点から開示することが必要と認められる情報については、開示することができることを定めたものである。

（解釈及び運用）

- 1 「法人」とは、営利法人、学校法人、宗教法人、公益法人その他法人格を有するすべての団体をいう。
- 2 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、PTAなどの法人格を有しないが団体の規約及び代表者の定めがあるものをいう。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。  
なお、事業活動と直接関係のない個人に関する情報（事業を営む個人の家庭状況等）は、本号ではなく、前号（開示請求者以外の個人に関する情報）で判断することとなる。
- 5 「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であつて、開示することにより、これらの事業活動に対しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えられと認められるものをいう。  
なお、この「権利」には財産権だけではなく、宗教法人における信教の自由、学校法人における学問の自由等の非財産的権利も含まれるものである。
- 6 「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利の侵害、競争上の不利益を与えることとはならなくても、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

## 7 たゞし書について

本号本文に該当し、通常は非開示とされる法人等又は事業を営む個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる場合があり、このような場合にはこれらの情報を開示しなければならないものとしたものである。なお、このことは、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の生命、健康、生活又は財産の保護に対し現実に支障が生じ、又は将来生ずるおそれがある場合に、開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

### 第13条第5号（公共安全等情報）

**(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報**

#### （趣旨）

本号は、公共安全と秩序の維持の観点から、「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」などの刑事法の執行に関する情報について、開示することにより犯罪の予防捜査等に支障があると認められる情報については、非開示とすることを定めたものである。

#### （解釈及び運用）

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」とは、犯罪行為の発生を未然に防止し、鎮圧し、被疑者を発見し、証拠を収集、保全する活動等をいう。
- 2 「その他の公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防等のほか、平穏な生活、社会風紀その他の公共安全と秩序を維持することをいう。
- 3 「支障を及ぼす」とは、公共安全と秩序を維持するための活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。
- 4 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、犯罪の予防捜査等に関する情報については、その性質上犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重することを定めたものである。

第13条第6号（審議、検討又は協議等に関する情報）

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「県等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

（趣旨）

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報についての非開示情報としての要件を定めたものである。

（解釈及び運用）

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいう。県の執行機関、議決機関及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。なお、「国」も同様である。
- 2 「他の地方公共団体」とは、島根県以外の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団をいう。
- 3 「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、次に掲げるものをいう。
  - ・ 県の機関の内部
  - ・ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部
  - ・ 県の機関の相互間
  - ・ 県の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
  - ・ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
- 4 「審議、検討又は協議等に関する情報」とは、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報のほか、これらに当たって行われる調査、研究、打合せ、意見交換、企画、相談、照会、回答等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 5 「不当」とは、審議、検討又は協議等に関する情報に照らし、検討段階の情報を開示することによる利益と支障を比較衡量し、開示することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

第13条第7号（事務又は事業に関する情報）

- (7) 県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの
- ア 評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ
  - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれ
  - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ
  - オ 県、国若しくは又は他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（趣旨）

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報について、当該事務又は事業の内容及び性質からみて、開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非開示とすることを定めたものである。

（解釈及び運用）

- 1 本号に掲げられている事務又は事業は、県の機関等に共通的に見られる事務又は事業であって、開示することによりその適正な遂行に著しい支障が生ずると認められる情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものである。したがって、掲げられた事務又は事業以外のすべての個別の事務又は事業に関する情報についても、当該情報を開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非開示となるものである。また、掲げられた事務又は事業に生ずる著しい支障についても典型的な例を示したものであるので、開示することにより他の著しい支障が生ずるおそれがあることが明らかな場合においても、これらに関する情報は非開示となるものである。
- 2 「県等が行う事務又は事業」とは、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。
- 3 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の実施に直接係わる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える間接的な情報も含む。
- 4 「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されて

いる。

- 5 「評価」とは、学業成績、勤労状況、功績など、個人の能力、性格、適性等について、その内容を見定めることをいう。
- 6 「診断」とは、疾病、健康状態等について、専門的見地から行った診察等をいう。
- 7 「判断」とは、個人の資力、資格等について、専門的見地又は一定の基準に基づいて行った審査等の判定をいう。
- 8 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査等に基づいて、特定の職業、地位等に就く適任者の選定を行うことをいう。
- 9 「指導」とは、学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために行った教育や指示をいう。
- 10 「相談」とは、生活、健康等に関する照会を受けて、それに対して行った対処方法、回答等をいう。
- 11 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」とは、県等が法令等に基づく権限により行うものをいい、監督、監査、指導等の事務が含まれるものとする。
- 12 「契約、交渉又は争訟に係る事務」のうち、「交渉」とは、相手方との話し合いにより取り決めを行うもので補償、賠償に係る交渉、用地交渉等をいうものであり、また、「争訟」とは県等が当事者となった訴訟及び行政不服審査法に基づく不服申立て等における争訟をいうものである。
- 13 「調査研究」は、試験研究機関等において行われる調査、研究、試験等をいう。
- 14 「県、国若しくは又は他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業」については、第4号（法人等情報）と基本的には共通するものではあるが、県等が経営していることによる説明責任を重視した判断が必要となるため、本号に規定したものである。

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(趣旨)

- 1 第1項は、原則開示の趣旨から、開示請求のあった個人情報に非開示情報が含まれている場合でも、非開示情報を容易に区分して除くことができるときは、開示可能な部分について開示することを定めたものである。
- 2 第2項は、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、氏名その他の個人識別性のある情報を除くことにより開示することが可能な場合もあり、このような場合には、例外的に開示することを定めたものである。

(解釈及び運用)

- 1 「容易に」とは、非開示情報とそれ以外の部分を区分して除く場合に、公文書を損傷することなく、かつ多くの時間と経費を要しないことをいう。なお、電磁的記録などにおいて、技術的に容易に非開示部分を区分して除くことができない場合には、その記録媒体においては部分開示を行う必要はないものである。
- 2 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非開示とする部分を除いた部分が、それ自体としては無意味な文字、数字、符号のみであると客観的に認められる場合等をいう。
- 3 第13条第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている個人情報については、氏名、生年月日等の直接開示請求者以外の個人を識別することができる情報を除くことにより、残りの部分は個人識別性がなく、かつ個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合には、開示しなければならないものである。
- 4 非開示情報とそれ以外の情報を容易に区分して除くことができない場合や、非開示情報を区分して除いた残りの部分に有意の情報がないと認められる場合で部分開示決定を行わないときは、その理由を開示請求者に対し説明するものとする。



(裁量的開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、本人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(趣旨)

本条は、開示請求に係る個人情報が第13条各号に定められた非開示条項に該当する場合であっても、開示請求者の権利利益を保護するために特に必要があると認める場合には、第13条にかかわらず裁量的に開示できることを定めたものである。

(解釈及び運用)

「本人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるとき」とは、本人との関係に係る特段の事情から、本人に開示することが適当と認める場合をいう。特に、開示請求者以外の個人に関する情報に該当する場合については、当該個人の人格的な権利利益を侵害することのないよう慎重な配慮をする必要がある。

(個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(趣旨)

開示請求に対する実施機関の決定は、その当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしたうえで行うことが原則であるが、本条は、個人情報そのものの存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めたものである。

(解釈及び運用)

- 1 「個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求の対象となった個人情報が存在するかどうかを答えるだけで、非開示情報を開示した場合と同様の結果をもたらす、非開示情報の規定により保護される利益が害されるときをいう。
- 2 この規定を適用して開示請求を拒否することができるときは、仮に個人情報が存在する場合においても、非開示情報に該当して非開示となるときのみであり、誤用又は濫用することがないように注意する必要がある。なお、開示請求を拒否するときは、非開示決定を行うこととなり、行政処分であるので、拒否理由の提示を行う必要がある。

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を管理していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により、個人情報の全部を開示する旨の決定以外の決定をする場合は、当該各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(趣旨)

本条は、開示請求があった場合に、実施機関に対し、当該個人情報を開示するかどうかの決定を行うこと及びその内容を開示請求者に通知することについて義務付けるものである。また、開示請求を拒否するとき及び請求に係る個人情報を管理していないときも開示しない旨の決定をすることとし、条例上の処分として明確に位置付けたものである。

(解釈及び運用)

1 開示請求に対する決定は次のとおりとなる。なお、これらの決定はいずれも処分性を有していることから、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく争訟の対象となるものである。

- ・ 開示請求に係る個人情報の全部を開示する決定
- ・ 開示請求に係る個人情報の一部を開示する決定
- ・ 開示請求に係る個人情報の全部を開示しない決定（開示請求拒否、開示請求に係る個人情報を管理していない場合及び本条例の適用除外規定により開示請求の対象外である場合を含む。）

2 「書面にその理由を付記しなければならない」とは、非開示等の決定をしたときは、どのような理由で第13条の第何号に該当するのか、第16条により開示請求を拒否するのか、及び個人情報を管理していないかの理由を具体的に記載した通知書によって、開示請求者に通知することを実施機関に義務付けたものである。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、直ちに書面により延長後の期間及び理由を開示請求者に通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

(趣旨)

本条は、開示請求があつた場合の開示決定等までの期限、当該期限内に開示決定等ができない場合の期限の延長及び著しく大量な個人情報の開示請求があつた場合の期限の特例について定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

「開示請求があつた日から起算して15日以内」とは、個人情報窓口で請求を受け付けた日を初日として参入し、15日目が期間の満了日になることをいい、最後の日が島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条に規定する休日に当たるときは、その翌日が満了日となる。なお、実施機関は、可能な限り速やかに開示決定等を行うものとする。

2 第2項関係

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、第1項の決定期間内に開示決定等を行うことができないと認められる事情をいい、次のような場合をいう。

ア 一度に多くの開示請求があり、期間内に個人情報の内容を確認し、開示決定等を行うことが困難であるとき。

イ 開示請求に係る個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれているため、当該開示請求者以外のものの意見を聴く必要がある場合であつて、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき。

ウ 年末年始等執務を行わないときその他合理的な理由により、期間内に開示決定等

- をすることが困難であるとき。
- (2) 延長できる期間は30日を限度（開示請求があった日から起算して45日以内）として、開示決定等をするために必要と認められる合理的な期間でなければならない。なお、この30日の範囲内であれば、再度の延長を行うことはやむを得ない場合限り認められるものである。
  - (3) 延長することを決定したときは、延長の理由及び期間を、開示請求があった日から起算して15日以内に請求者に通知しなければならない。

### 3 第3項関係

- (1) 開示請求に係る個人情報著しく大量な場合には、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をするのが困難な場合があり得る。そこで、このような場合には、開示請求があった日から起算して45日以内にその相当な部分について開示決定等をして、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をするのが認められるものである。

なお、第2項と同様に、本条による延長を行う場合には、開示請求があった日から起算して15日以内に開示請求者に通知しなければならない。
- (2) 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ」とは、45日以内に開示決定等を行うことにより担当課等の通常の事務が停滞するおそれがあることなどをいう。
- (3) 「相当の部分」とは、請求に係る個人情報のうち45日以内に実施機関が事務の執行に著しい支障を生じさせない範囲内で開示決定等を行うことが可能な部分をいう。
- (4) 「相当な期間」とは、45日以内に開示決定等を行う「相当な部分」に係る個人情報の内容や量から判断し、残りの個人情報についての開示決定等に要する合理的な期間である。

#### (事案の移送)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が記録された公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、当該個人情報を開示しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に協力しなければならない。

#### (趣旨)

本条は、開示請求に係る個人情報が記録された公文書が、他の実施機関により作成されたものである場合や、他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されている場合において、当該他の実施機関に開示可否の判断を委ねることが迅速かつ適切な決定を行うことができると考えられる場合に、当該他の実施機関にこの請求事案を移送できることを定めたものである。

情報提供等記録については、法定された情報提供者及び情報照会者間で所定の事務のため所定の情報が授受された旨が記録されるのであり（番号法第23条）、情報提供等記録に関する非開示情報についても、あらかじめ典型的に確定しているものと考えられる。そのため、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときが想定されず、また移送にかかる規定を適用すれば、情報提供等記録に対する即時の開示を期待している開示請求者の利益を著しく害するため、これを適用除外とするものである。

#### (解釈及び運用)

- 1 「開示請求に係る個人情報が記録された公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」とは、開示請求を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報が記録された公文書を管理しており、その個人情報が記録された公文書が他の実施機関で作成されたものである場合をいう。
- 2 「協議の上」としているのは、開示請求を受けた実施機関と当該個人情報が記録された公文書を作成した実施機関等で協議を行い、それが整った場合に事案の移送を行うことができるものとしたものである。
- 3 事案の移送は行政内部的な措置であり、これを行う際には開示請求者の利益が損なわれないようにすることが大切であり、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされるものである。したがって、開示請求に係る開示決定

等の期限については、当初の開示請求があった日から起算することとなる。

- 4 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に協力しなければならない。」とは、事案が移送されても、開示請求に係る個人情報記録された公文書は移送した実施機関が管理しているところであり、開示に当たっての移送をした実施機関の協力義務を明らかにしたものである。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 開示請求に係る個人情報に県及び開示請求者以外の者（以下この条、第34条及び第35条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第13条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第34条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(趣旨)

本条は、請求のあった個人情報に第三者に関する情報が含まれているときには、この第三者の権利利益を保護するとともに、慎重かつ公正な開示可否の決定を行うために、開示決定等の前に当該第三者に対して意見書の提出の機会を付与すること、及び当該第三者が反対の意見書を提出した場合において開示を実施する際に、当該第三者の当該開示についての争訟の機会を確保することについて定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

(1) この項は、実施機関が、請求のあった個人情報に含まれている第三者の情報について、第三者の権利保護のために非開示情報の規定に該当するかどうかを適切に判断するために、当該第三者に対して任意に意見書提出の機会を与えるものである。なお、このことは、意見を聴いた第三者に対して開示の可否の同意権を与えたものではないので、実施機関はその意見に拘束されるものではなく、また、すべての場合にこれを与える必要はない。

(2) 「第三者」とは、開示請求に係る個人情報の本人以外のものをいい、代理人による請求の場合の当該代理人も含まれる。

## 2 第2項関係

本項は、実施機関が請求のあった公文書に記録された第三者の情報について、人の生命、財産等の保護のため非開示情報から除外され、義務的に当該情報を開示するとき（第13条第4号ただし書）、又は当該情報は第13条各号に規定する非開示情報に該当すると判断されるが、開示請求者の権利利益を保護するため、特に必要があると認められ当該情報を開示するとき（第15条）には、この開示により権利利益を侵害されるおそれのある第三者に対して、意見書提出の機会を与えることを実施機関に義務付けるものである。

## 3 第3項関係

本項は、意見書提出を求められた第三者が、実施機関に対し開示に反対の意見書を提出したときにおいて、実施機関が当該個人情報を開示しようとする場合に、開示決定日と開示を行う日の間に当該第三者が不服申立て及び取消訴訟の手続を行うことができる期間を設けることと、開示を決定した旨、その理由及び開示を行う日を当該第三者に通知することを義務付けるものである。この期間は、当該第三者の開示決定に対する審査請求等の機会を確保することがその正当な権利利益を保護するためには必要であることから設けるものであるとともに、開示請求者に対しての速やかな開示という観点を考慮して少なくとも2週間とするものである。

また、当該第三者に対しても、審査請求等の際の争点を明確にする必要から、開示する理由を通知することとしたものである。



(開示の実施)

第21条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し当該個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、個人情報が記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障があると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

4 第12条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(趣旨)

本条は、個人情報の開示の実施の方法及びその手続について定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

「速やかに」とは、決定通知書が開示請求者に到達した日から開示の実施の期日までの期間が、写しの作成、開示請求者の都合等の合理的な限度を超えて長くならないことをいう。ただし、第20条の第三者の審査請求の機会を確保するために相当の期間（少なくとも2週間）を置く場合はその期間の経過の後、速やかに開示することとなる。

2 第2項関係

電磁的記録の開示方法

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録

ア 専用機器により再生したものの聴取又は視聴

イ 電磁的記録媒体に複製したものの交付

(2) その他の媒体に記録されている電磁的記録

当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はそれを複製したものの閲覧若しくは写しの交付。なお当該電磁的記録の全部を公開する場合、又は非公開部分を容易に区分して除くことができる場合には、専用機器（公開を受ける者の閲覧の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧、視聴若しくは光ディスク（CD-R）の電磁的記録媒体に複製したものの交付の方法により公開を行うことができる。

3 第3項関係

(1) 「当該個人情報が記録された公文書の保存に支障があると認めるとき」とは、開示する公文書の原本が長期保存のためにもろくなっているなどの理由により、原本を開示した場合に汚損し、又は破損すると認められる場合をいう。

(2) 「その他正当な理由があるとき」とは、台帳等で原本を開示することにより日常業務に支障を及ぼすなど行政の円滑な執行が確保できなくなる場合をいう。

#### 4 第4項関係

本項は、個人情報に他人に開示されることを防ぐため、第12条第2項に規定する本人等の確認を、開示の請求時だけでなく、開示を行う時においても行うことを定めたものである。

##### (開示請求の特例)

第22条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第12条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第17条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

##### (趣旨)

本条は、開示請求者の利便や事務の効率化を図るため、あらかじめ定めた個人情報については、口頭により開示請求を行うことができることを定めたものである。

##### (解釈及び運用)

#### 1 第1項関係

(1) 本項は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、開示請求書の提出によらず、口頭により開示請求を行うことができることを定めたものである。

(2) 「実施機関があらかじめ定めた個人情報」とは、個人情報の内容、開示に対する需要、実務上の対応の可能性等を勘案して、実施機関が定めた個人情報をいう。

なお、実施機関が定めた個人情報の内容等については、島根県報により告示等するものである。

(3) 口頭による開示請求は、本人に限って認めるものであり、法定代理人による請求は認めないものである。口頭による開示請求については、直ちに開示することを前提としており、法定代理人による場合は、その本人確認や資格確認が必要になり、簡易迅速な手続という趣旨にそぐわないためである。

(4) 口頭による開示請求ができる場合であっても、第12条第1項の規定による開示請求を妨げるものではない。

#### 2 第2項関係

(1) 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第17条から第21条までに規定する開示の手続を経ることなく、直ちに当該個人情報の開示をすることができるものである。

(2) 本条による個人情報の開示は、その判断、手続を一律的に行うことで開示の手続の効率化を図るものであるから、開示の方法についてもあらかじめ定めた方法で行うものである。具体的には、開示する個人情報を記載した書面の閲覧等により行うこととする。

(費用負担)

第23条 この条例の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(趣旨)

本条は、この条例の規定による写しの交付に要する費用の負担について定めたものである。

(解釈及び運用)

「写しの交付に要する費用」とは、公文書の写しの交付に要する実費をいう。

## 第2節 個人情報の訂正等

### (訂正等の請求)

第24条 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による訂正等の請求について準用する。

3 第1項の規定による訂正等の請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

### (趣旨)

本条は、開示を受けた個人情報に事実の誤りがあった場合において、本人がその訂正等を請求することができる権利を明らかにしたものである。

### (解釈及び運用)

#### 1 第1項関係

(1) 訂正等の対象となる個人情報は、開示請求書を提出して開示を受けた自己の個人情報又は口頭による開示請求をし開示を受けた自己の個人情報である。したがって、本条例による個人情報の開示によらないで自己に関する個人情報が事実と合致しないことを知った場合であっても、原則として本条例の規定による開示を受けた上で、訂正等の請求をすることとなる。

なお、法令等の規定により開示を受けた個人情報の訂正等の請求については、当該法令等に訂正等に関する規定がない場合には、改めて本条例に基づく開示請求による開示を要件とすることは、訂正等の請求をする者に過大な負担を強いることから、これを要しないものとし、第21条第1項の規定により開示を受けたものとみなして、これを認めることとする。(第47条第4項)

(2) 「事実の誤りがある」とは、氏名、住所、年齢、生年月日、学歴、家族構成等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいう。したがって、個人に対する評価、判断等のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正等の請求の対象とはならないものである。

(3) 訂正等とは、事実と合致していない個人情報を事実と合致する内容に直すことのほか、記録が不備である場合の追加及び記録が事実と合致していない場合の削除を含むものである。ただし、より正確、詳細なものにするために追記したり、付記することを含むものではない。

(4) この条例の自己情報の訂正等の請求に関する規定は、個人の自己情報の訂正等の請求に関する一般的な定めであり、個々の事務又は事業の実施に当たって種々の根拠、理由、方法等により行われる個人情報の訂正等を制限し、又は禁止するものではない。

なお、実施機関は、第8条の適正管理の規定により、個々の事務又は事業の実施に当たって事実に関して誤りがあった場合は、当該事務又は事業の趣旨、目的、取り扱っている個人情報の性質、内容等に即して、個人情報を訂正等し、個人情報の正確性及び最新性を確保することが義務付けられている。

## 2 第2項関係

開示請求の場合と同様に、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）は、本人に代わって訂正等の請求をすることができる。

## 3 第3項関係

訂正請求をしようとする者は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に請求しなければならないことを定めたものである。

個人情報は、利用目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的運営の観点から個人情報の開示を受けた日から訂正請求を行うことができる期間を90日以内としている。

### （訂正等の請求の方法）

第25条 前条の規定に基づき訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所（代理人が法人である場合にあつては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）
  - (2) 訂正等の請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 訂正等を求める内容
  - (4) その他規則で定める事項
- 2 訂正等の請求をしようとする者は、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第12条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

### （趣旨）

本条は、自己に関する個人情報の訂正等を請求する場合の具体的な手続について定めるとともに、訂正等請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

### （解釈及び運用）

## 1 第1項関係

- (1) 「訂正等の請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項」とは、いつ、どこで開示を受けたかが分かるものや訂正等を求める個人情報の具体的な内容等をいい、訂正等の請求に係る個人情報が記録されている公文書等を特定するために必要な事項をいう。
- (2) 「訂正等を求める内容」とは、訂正等を求める箇所をどのように訂正等すべきかについての内容をいう。
- (3) 訂正等請求書の提出は、開示請求の場合と同じく、本人確認を厳格にする必要から、本人又は法定代理人が窓口を持参することを原則とする。

## 2 第2項関係

- (1) 請求者に対して、請求者が求める訂正等の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示する義務があることを定めたものである。
- (2) 「証明する書類」とは、開示された個人情報と事実と合致していないこと及び請求者の主張する内容の方が事実と合致していることを、実施機関に確信させる程度の内容のものをいう。

### 3 第3項関係

第12条第2項及び第3項と同義である。

#### (訂正等の義務)

第26条 実施機関は、訂正等の請求があった場合は、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、当該請求の内容が事実であることが判明したときは、当該個人情報の訂正等を行わなければならない。ただし、訂正等の請求に係る個人情報について実施機関に訂正等の権限がないとき、その他訂正等しないことにつき正当な理由があるときを除く。

#### (趣旨)

本条は、訂正等の請求があったときの実施機関の訂正等の義務について定めたものである。

#### (解釈及び運用)

- 1 「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、当該個人情報を取り扱う事務を執行していく上で、その目的を達成するために必要とされる範囲をいう。
- 2 「必要な調査を行い」とは、訂正等の請求をする者が提出し、又は提示した書類等をもとに、請求者が訂正等を求める内容が事実と合致しているかどうか、実施機関に当該個人情報の内容を訂正等する権限があるかどうかについて調査を行うことをいう。
- 3 「実施機関に訂正等の権限がないとき」とは、実施機関以外のものが自らの権限と責任で作成し、実施機関に提出した書類に記載されている情報（例えば、住民票の写し）等のように実施機関に訂正等の権限がない場合をいう。
- 4 「その他訂正等しないことにつき正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。
  - ・ 法令等の規定により訂正することが明らかに禁止されている場合。

(訂正等の請求に対する措置)

第27条 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正等するとき  
は、その旨の決定をし、速やかに、訂正等の請求に係る個人情報を訂正等した上で、  
訂正等の請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の全部を訂正等しないときは、訂正等  
しない旨の決定をし、訂正等の請求をした者に対し、その旨を書面により通知しな  
ければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により個人情報の全部を訂正等する決定以外の決定を  
する場合は、当該各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(趣旨)

本条は、訂正等の請求があった場合に、実施機関に対し、当該個人情報を訂正等するかど  
うかの決定を行うこと及びその内容を訂正等の請求者に通知することについて義務付けるも  
のである。

(解釈及び運用)

1 訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正等する決定をした場合は、速やかに  
訂正等の請求に係る個人情報を訂正等しなければならないことを定めたものである。

2 訂正等の請求に対する決定をした場合には、訂正等の請求者に対し、その決定内容を書  
面により通知しなければならないことを定めたものである。

3 全部又は一部を訂正等しない旨の決定をしたときは、訂正等の請求者に対し、訂正等し  
ない旨及びその理由を通知する必要がある。

(訂正等の決定の期限)

第28条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正等の決定」という。)は、当該訂正等の請求があった日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第25条第3項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。この場合において、同条第2項中「開示請求者」とあるのは「訂正等の請求をした者」と、同条第3項中「開示請求」とあるのは「訂正等の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示決定等」とあるのは「訂正等の決定」と、「開示請求者」とあるのは「訂正等の請求をした者」と読み替えるものとする。

(趣旨)

本条は、訂正等の請求があった場合の訂正等の決定までの期限、当該期限内に訂正等の決定ができない場合の期限の延長等について定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

(1) 実施機関は、訂正等の請求があったときは、原則として30日以内に訂正等をするかどうかの決定をしなければならない。

(2) 「訂正等の決定」とは、訂正等の請求に係る個人情報を訂正等する旨の決定又は訂正等しない旨の決定をいい、訂正等する旨の決定には、請求等の内容どおりに訂正等する場合のほか、部分的に請求内容を認めて部分訂正等する場合も含まれる。

2 第2項関係

本項は、開示請求の決定の場合と同様、やむを得ない理由により、所定の期間内に実施機関が訂正等するかどうかの決定を行うことができないとき、延長することができる期間やその通知手続について定めたものである。



(事案の移送)

第28条の2 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が第19条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正等の請求をした者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正等の請求についての訂正等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第27条第1項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正等の実施をしなければならない。

(趣旨)

訂正等の請求に対する訂正等の決定は、当該訂正等の請求を受けた実施機関において行うことが原則である。しかし、同一の個人情報が複数の実施機関において管理されている場合等においては、一般的に当該個人情報を提供した実施機関の方が、訂正するか否か、訂正する場合はその内容についての判断を適切に行うことができると考えられ、また、訂正等の請求に係る公文書が他の実施機関の事務又は事業と密接な関連を有する場合においては、当該他の実施機関の方が適切に判断しうることもあるため、より適切な判断をし得る実施機関に「移送」を認めるものである。

情報提供等記録については、第19条と同様の趣旨で適用除外とするものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

(1) 本項は、開示請求に際して事案の移送が行われて、移送を受けた実施機関によって開示が行われたときその他他の実施機関において訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、請求を受けた実施機関は、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができることを規定している。

(2) 「正当な理由」とは、本項で示された「訂正等の請求に係る個人情報」が第19条第3項の規定による開示に係るものであるとき」のほか、訂正等の請求に係る個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合など、他の実施機関に処理を委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる合理的な理由をいう。

(3) 「協議の上、移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、訂正等の請求を受けた実施機関が訂正等の決定を行うことになる。

(4) 事案を移送する場合、請求を受けた実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 第2項関係

- (1) 事案が移送されたときは、その効果として、移送を受けた実施機関が第27条各項の訂正等の請求に対する措置を行うことを明確にするため規定している。
- (2) 事案の移送の結果、請求者に不利益が及ばないようにするため、移送をした実施機関が移送前にした行為は、本項により移送を受けた実施機関がしたものとみなされるので、移送を受けた実施機関は、第27条の規定により、原則として、訂正等の請求があった日から起算して30日以内に訂正等の決定を行わなければならないことになる。

### 3 第3項関係

開示請求の事案の移送の場合には移送を受けて開示決定した実施機関が開示の実施も行うのに対して、訂正等の請求の場合には、移送を受けた実施機関が訂正等の決定したときは、移送をした実施機関が訂正の実施をする義務を負う。

これは、開示請求の場合には当該個人情報が開示されるかどうかの問題となっていて、開示を実施する機関がどこであるかは問題でないのに対して、訂正等の請求は、当該個人情報を保有し、業務に使用している実施機関に訂正を求めるものであるからである。

(個人情報の提供先への通知)

第28条の3 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(趣旨)

本条は、実施機関が訂正等の決定に基づいて個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正等を実施した場合、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することを定めたものである。

訂正等の請求の対象は、一義的には、訂正等の請求があった実施機関の保有する個人情報である。しかし、訂正等の実施をした実施機関が、当該個人情報を第三者に提供しており、その提供先において誤った個人情報が利用されることを予見することができる場合には、訂正等の請求制度の趣旨が活かされるよう、提供先に対し訂正等の実施をした旨を通知することとした。

なお、情報提供等記録の提供先等への通知については、第28条の4で規定している。

(解釈及び運用)

- 1 個人情報の提供を受けた実施機関に訂正等の請求がなされ訂正等の実施がされた場合の提供元への通知については、一般的には、事案の移送手続がなされる場合が多いこと、仮に移送しない場合においても訂正等を実施した実施機関において提供元の利用状況について把握すべき立場にないことから、あえて通知すべきこととはしていない。
- 2 通知は義務付けられているわけではなく、提供元の実施機関の責任と判断の下に行う必要があるが、必要があるかどうかは、提供に係る個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断されることとなる。
- 3 訂正等を実施した実施機関は、提供先の利用目的に照らして相当の理由又は特別の理由があると判断して個人情報を提供したものであるから、第7条の提供の制限の規定の趣旨から、その利用目的に照らして必要があると認めるときは、提供先に対して訂正等の通知をすることが適当である。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第28条の4 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例関係事務情報提供者（当該訂正等に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(趣旨)

本条は、実施機関が訂正等の決定に基づいて情報提供等記録の訂正等を実施した場合、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例関係事務情報提供者（当該訂正等に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することを定めたものである。

情報提供等記録の情報は、当該実施機関以外のものから提供を受ける情報ではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等記録と同一の情報提供等記録を有する者、すなわち情報相照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録を保有する総務大臣へ通知する必要があることから、行政機関個人情報保護法の読み替え規定として、番号法第30条で提供先等への通知について規定されている。同様の取扱いとする必要があるため、本条に同様の規定を設けたものである。

### 第3節 個人情報の利用停止

#### (利用停止の請求)

第29条 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己の個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第5条各項の規定に違反して収集されたとき、又は第6条の規定に違反して利用されているとき。 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条第1項又は第3項の規定に違反して提供されているとき。 当該個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求について準用する。

3 第1項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

#### (趣旨)

本条は、開示を受けた個人情報（特定個人情報を除く。）の取扱いがこの条例の規定する収集の制限、利用の制限、提供の制限に違反していると認められるときには、実施機関に対して、その取扱いの利用の停止を請求することができることを定めたものである。

なお、特定個人情報の利用停止の請求については、条例第29条の2で規定している。

#### (解釈及び運用)

##### 1 第1項関係

(1) 「第5条各項の規定に違反して収集されたとき」とは、次の場合をいう。

ア 個人情報取扱事務の目的を明確にせずに収集されたとき

イ 個人情報取扱事務の目的達成に必要な範囲を超えて収集されたとき

ウ 適正な方法によらず収集されたとき

エ 収集が禁止されている個人情報が法令等の規定によらずに収集されたとき

オ 第5条第3項のただし書に該当しない場合であるにもかかわらず、本人以外から収集された場合

(2) 「第6条の規定に違反して利用されているとき」とは、第6条のただし書に該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報が利用された場合

(3) 「第7条第1項又は第3項の規定に違反して提供されているとき」とは、次の場合をいう。

ア 第7条第1項のただし書に該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を提供された場合

イ 第7条第3項の規定に違反して、オンライン結合による個人情報の提供が行われているとき

(4) 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく一部の停止を含む。「消去」とは、個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。個人情報を匿名

化することもこれに含まれる。「提供の停止」とは、以後の提供行為を停止することをいう。

- (5) 本項による利用停止請求は、開示を受けた自己の個人情報の取扱いについてのみ行うことができるものであり、第三者の個人情報の取扱いの利用停止や自己と関わりのない個人情報取扱事務の改善等については、本条の対象とはならない。

## 2 第2項関係

本項は、特定個人情報を除く個人情報については、開示請求の場合と同様に、本人の法定代理人に限り本人の個人情報の利用停止請求ができることを定めたものである。

## 3 第3項関係

本項は、「訂正等の請求」と同様の趣旨である。

### (特定個人情報の利用停止の請求)

第29条の2 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己の特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第5条各項の規定に違反して収集されたとき、第6条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人ファイルをいう。）に記録されているとき。 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 第7条の2の規定に違反して提供されているとき。 当該特定個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求について準用する。

3 第1項の規定による特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求は、特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

### (趣旨)

本条は、特定個人情報の利用停止請求の要件が、それ以外の個人情報とは異なることから、特定個人情報の利用停止請求権について、別に定めたものである。

番号法では、特定個人情報についてそれ以外の個人情報同様、適正な取り扱い確保のため利用停止請求権が認めらるることに加え、行政機関個人情報保護法が読み替えられ、番号法に違反する行為のうち特に不適正な取り扱いが行われた場合についても、利用停止請求を認めるものと規定している。本条においても、同様の措置を定めたものである。

しかし、情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的外利用及び提供の規定に違反しているときが想定されない。また仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等記録を利用し続ける必要性が極めて高い。さらに、情報提供等記録以外の特定個人情報については利用停止請求も引き続き認めており、また情報提供等記録についても不適法な取扱いを行った者に対しては個人情報保護委員会が助言、指導、勧告、命令等を行うことができ（番号法第36条及び第37条）、不適法な取扱いがなされているときの措置は、利用訂正請求を認めなくとも妥当性を欠くものではないと考えられることから、利用停止請求に係る行政機関個人情報保護法の規定は適用しないことについて番号法第30条の読み替え規定で定められている。本条において、同様の規定を設けたものである。

#### （解釈及び運用）

##### 1 第1項関係

- (1) 「何人も」とは、第11条第1項における解釈と同義である。
- (2) 「第5条各項の規定に違反して収集されたとき」とは、前条第1項第1号における解釈と同義である。
- (3) 「第6条の2の規定に違反して利用されているとき」とは、第6条の2第2項本文に該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報が利用された場合
- (4) 「番号法第20条（第29条）の規程に違反して収集・保管（記録）されているとき」とは、番号法に規定されている特定個人情報の収集、保管、記録については、当然、法律が優先することから、本条例には規定していないが、番号法の規定に違反している場合には、本条例による利用停止請求ができることとするものである。
- (5) 「第7条の2の規定に違反して提供されているとき」とは、第7条の2に該当しない場合であるにもかかわらず、当該実施機関以外のものに特定個人情報が提供された場合
- (6) 「利用の停止」、「消去」及び「提供の停止」とは、前条における解釈と同義である。
- (7) 本項による利用停止請求は、開示を受けた自己の個人情報の取扱いについてのみ行うことができるものであり、第三者の個人情報の取扱いの利用停止や自己と関わりのない個人情報取扱事務の改善等については、本条の対象とはならない。

##### 2 第2項関係

本項は、「訂正等の請求」と同様の趣旨である。

##### 3 第3項関係

本項は、「訂正等の請求」と同様の趣旨である。

(利用停止の請求の方法)

第30条 前2条の規定に基づき個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所（代理人が法人である場合にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）
- (2) 利用停止の請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止の請求を求める内容及びその理由
- (4) その他規則で定める事項

2 第12条第2項及び3項の規定は、利用停止の請求について準用する。

(趣旨)

本条は、自己の個人情報の取扱いに対する利用停止請求をする場合の具体的な手続について定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

- (1) 「個人情報を特定するために必要な事項」とは、利用停止の対象となる個人情報の具体的な内容等をいい、利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な程度の記載が必要である。
- (2) 「利用停止を求める内容及びその理由」とは、条例に違反しているとする個人情報の取扱いをどのように利用停止することを求めるかの具体的な内容をいう。

2 第2項関係

第12条第2項及び第3項と同義である。



(利用停止の義務)

第31条 実施機関は、利用停止の請求があった場合は、必要な調査を行い、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止することにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(趣旨)

本条は、利用停止請求があった場合の実施機関の利用停止の義務について定めたものである。

(解釈及び運用)

- 1 「利用停止の請求に理由がある」とは、第29条第1項第1号又は2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は、当該実施機関の所掌事務、個人情報の利用目的及び本条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第29条第1項第1号又は2号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止の請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである

また、例えば、利用目的以外の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

(参考) 個人情報を基になされた行政処分との関係

利用停止の請求は、請求に係る個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

- 3 「当該個人情報の利用停止することにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」とは、利用停止の請求に理由があると判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該個人情報の利用停止することにより、当該個人情

報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

(利用停止の請求に対する措置)

第32条 実施機関は、利用停止の請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止の請求に係る個人情報の利用を停止した上で、利用停止の請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止の請求に係る個人情報の全部を利用停止としないときは、利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により個人情報の全部の利用停止をする決定以外の決定をする場合は、当該各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(趣旨)

本条は、実施機関が利用停止の請求に対して、利用停止をする又は利用停止をしない旨の決定をし、請求者にその旨を通知しなければならないことを定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

請求どおりに利用停止を行う場合においても、単に利用停止を行うだけでなく、利用停止請求者に対して利用停止する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を利用停止する場合も含まれる。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止するような場合も本項の利用停止決定に含まれる。

2 第2項関係

利用停止の請求に理由があると認められないとき、利用停止をすることにより「当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をしない旨の決定をすることとなる。

3 全部又は一部を利用停止しない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し利用停止しない旨及びその理由を通知する必要がある。

4 利用停止の請求に関して第三者意見聴取手続を設けない理由について

開示の場合と異なり、仮に第三者の利益に係る個人情報の取扱いが問題となっても、第三者が事後的に利用停止決定等を争うことが可能であることから、第三者意見聴取手続を設けていないものである。

(利用停止決定等の期限)

第33条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第2項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、同条第2項中「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、同条第3項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。

(趣旨)

本条は、利用停止の請求があった場合の利用停止決定等までの期限、当該期限内に利用停止決定等ができない場合の期限の延長等について定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

(1) 実施機関は、利用停止の請求があったときは、原則として30日以内に利用停止をするかどうかの決定をしなければならない。

(2) 「利用停止決定等」とは、利用停止の請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定又は利用停止しない旨の決定をいい、利用停止する旨の決定には、請求書の内容どおりに利用停止する場合のほか、部分的に請求内容を認めて利用停止等する場合も含まれる。

2 第2項関係

本項は、開示請求の決定の場合と同様、やむを得ない理由により、所定の期間内に実施機関が利用停止するかどうかの決定を行うことができないとき、延長することができる期間やその通知手続について定めたものである。

## 第4節 審査請求等

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第33条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正等の決定若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(趣旨)

本条例では、県が設立した地方独立行政法人（以下「本県地方独立行政法人」という。）を実施機関に加えている。これにより、県から独立した法人である本県地方独立行政法人が行う開示決定等、訂正等の決定若しくは利用停止決定等も行政処分にあたることとなる。したがって、本県地方独立行政法人が行う開示決定等、訂正等の決定若しくは利用停止決定等に対しては、審査請求、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく抗告訴訟を提起しうることとなる。本条は、これを確認的に規定したものである。

(解釈及び運用)

- 1 行政不服審査法の「行政庁」とは、国又は地方公共団体の機関に限らず、国又は地方公共団体から公権力の行使の権限を与えられたものをいい、公法人又は私法人であっても、公権力の行使の権限を法律又は条例によって付与されている場合は、当該法人は同法の「行政庁」として扱われることになる。

本条例は、第2条第2号で本県地方独立行政法人を実施機関であると規定したことにより、本県地方独立行政法人に公開決定等の処分権限を付与することになり、本県地方独立行政法人は行政不服審査法にいう「行政庁」と解されることになる。

- 2 本県地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正等の決定若しくは利用停止決定等に対して審査請求があった場合には、第34条の規定に従い、原則として、島根県個人情報保護審査会に諮問を行わなければならない。その後の手続等は、知事等の実施機関と同様である。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第33条の3 開示決定等、訂正等の決定、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年 法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(趣旨)

行政不服審査法第9条第1項本文において規定されている審理員による審理手続について、その適用を除外する旨を規定したものである。

(解釈及び運用)

行政不服審査法第9条第1項本文は、処分に関する手続に関与していない等一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理を行うことを法律事項として規定する事により、審理の公正性・透明性を高め、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するという目的を達成するための規定である。

一方、同法第9条第1項ただし書きにおいては、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員を指名しないとすることができると規定している。

開示決定等、訂正等の決定、利用停止決定等は、条例に基づく処分であり、また、当該処分や開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為について審査請求があった場合には、条例第34条第1項の規定により、島根県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならないと規定されている。審査会は、学識経験を有する第三者で構成される知事の附属機関として設置されており、公正かつ客観的な判断が担保されていることから、行政不服審査法の目的を達成することができるため、審理員による審理手続について、その適用を除外する旨を規定したものである。

(審査会への諮問)

第34条 開示決定等、訂正等の決定又は利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に係る裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく島根県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき
- (2) 審査請求に対する裁決において、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 審査請求に対する裁決において、審査請求に係る訂正等の決定（訂正等の請求に係る個人情報の全部について訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部について訂正等をするとき。
- (4) 審査請求に対する裁決において、審査請求に係る利用停止決定等（利用停止の請求に係る個人情報の全部について利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部について利用停止をするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(趣旨)

1 本条は、個人情報の開示請求、訂正等の請求又は利用停止の請求に対する決定又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に対し、審査請求があった場合の手續について定めたものである。

2 開示決定等、訂正等の決定又は利用停止の決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に対する審査請求は、処分庁である実施機関に対して審査請求が行われることとなるので、特定の場合を除き、公平かつ客観的な判断を担保するために、第三者で構成する島根県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して裁決を行う独自の救済手續を定めたものである。また、諮問実施機関に対しては、審査会に諮問した旨を審査請求人等に通知することを義務付けるものである。

(解釈及び運用)

1 「審査請求があった場合」とは、開示請求、訂正等の請求又は利用停止の請求に対する決定に対し、請求者が審査請求を行った場合のほか、当該個人情報に自らに関する情報が

記載されている第三者が、開示又は部分開示の決定に対し、審査請求を行った場合を含むものである。

- 2 「審査請求が不適法であり」とは、審査請求が、審査の結果、審査請求人適格又は審査請求期間の徒過等の要件不備により却下される場合をいう。
- 3 「参加人」とは、申請により処分庁の許可を得て、又は処分庁から職権で参加を求められて当該審査請求に参加するものをいい、当該審査請求の結果によって直接自己の権利利益に実質的な不利益を被るもの（利害関係人）とされている。
- 4 第三者に関する情報を含む個人情報の開示決定等に対し、開示請求者から審査請求があり審査会に諮問した場合において、当該第三者に意見書提出の機会を付与していなかった場合は、当該第三者の権利利益を確保する観点から必要と認めるときは、諮問した旨を当該第三者にも通知するものとする。

(審査請求に対する裁決)

第35条 諮問実施機関は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をするものとする。

2 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(趣旨)

- 1 第1項は、実施機関は、審査会から答申を受けたときには、その答申の内容を尊重して速やかに審査請求に対する裁決を行うことを定めたものである。
- 2 第2項は、実施機関は、第三者からなされた審査請求に対する裁決などを行う場合において、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障するために、裁決と開示の実施日との間に一定の期間を置くことについて定めたものである。

(解釈及び運用)

- 1 「これを尊重し」とは、審査会は、附属機関としての性格上決定権を有せず、その判断に法的拘束力を有しないものであるが、実質上の救済機関として機能することを目的として設置されたものであるので、実施機関は、審査会の答申を十分尊重して審査請求に対する裁決を行わなければならないことをいう。
- 2 実施機関は、審査請求に対する次のような裁決を行い、当該審査請求の対象となった第三者の情報について開示を行うときは、当該第三者の当該開示決定に対する取消訴訟の機会を保障するために、第20条第3項の規定を準用して、審査請求に対する裁決の日から開示を実施する日まで少なくとも2週間を置くものとするものである。
  - ・ 第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - ・ 審査請求に係る開示決定等を変更して当該審査請求の参加人である第三者（開示に反対の意思を示していたものに限る。）に関する情報を開示する裁決



(島根県個人情報保護審査会)

第36条 次に掲げる事務を行うため、島根県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第5条第2項第3号及び第7条第1項第7号の規定により、実施機関に意見を述べること。
- (2) 第34条第1項の規定により諮問された事項について審議すること。
- (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により同法第30条の40第1項に規定する都道府県の審議会の権限に属せられた事項を処理すること。
- (4) 個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

2 審査会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第37条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(趣旨)

これらは、第34条の規定による実施機関の諮問に係る事案の審議のほか、個人情報保護制度に関する重要事項について建議する等のため、知事の附属機関として審査会を設置すること及びその組織等について定めたものである。

(解釈及び運用)

- 1 審査会は、知事の附属機関として設置するものであるが、すべての実施機関からの諮問等に対しても審議を行い、答申及び建議を行うものである。
- 2 「個人情報保護制度に関する重要な事項」とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、個人情報の保護の総合的推進等を図るための必要な事項等をいう。
- 3 第6項は、特別職である審査会の委員には、法令上守秘義務について定めた明文がないので、審査会の機能にかんがみ、委員に対して守秘義務を課しているものである。

(部会)

第37条の2 審査会は、第36条第1項第2号に掲げる事務を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、3人以上とし、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(趣旨)

本条は、審査会の審査の迅速化を図るため、不服申立案件等について部会を置くことができること及びその組織等について定めたものである。

(審査会の調査権限)

- 第38条 審査会（前条第1項の規定により部会を置く場合にあつては、部会を含む。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正等の決定又は利用停止決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る個人情報記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではない。
  - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正等の決定又は利用停止決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
  - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(趣旨)

本条は、審査会の調査権限について定めたものである。

(解釈及び運用)

- 1 第1項は、審査会が、開示、訂正等又は利用停止の請求に対する決定の妥当性を的確に判断するために、開示決定等、訂正等の決定又は利用停止の決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る個人情報記録された公文書を実際に見て審査を行う必要がある場合には、その提出を諮問実施機関に求めることを認めたものである。この公文書の提出を求められた諮問実施機関はこれを拒むことはできないものであり、また、何人もこの提出された公文書の開示を請求することができないものである。なお、このような審査の方法はインカメラ審査といわれている。
- 2 第3項は、審査会が、諮問実施機関に対し、審査会の審議の争点を明確にするため、非開示とした情報の内容を分類・整理した資料の提出を求めることを認めたものである。これにより諮問実施機関は、どのような内容の情報がどの非開示理由に該当するかなどを一覧にしたものなど審査会の指定する方法に従い作成・提出することとなる。このような資料は、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の分量が多く、また多数の情報が複数の非開示理由に該当し非開示とされている場合に適正な審査を行うために必要とされるものであり、ヴォーン・インデックスと呼ばれているものである。
- 3 第4項は、審査会が対象公文書、内容分類資料の提出以外にも、意見書の提出の求め、実地調査、審査請求人等からの意見聴取を行うことなど、その審議に対し必要な調査を行うことを認めたものである。

(意見の陳述)

第39条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(趣旨)

本条は、審査会は、審査請求人等の権利利益の保護と適正な審査を確保する観点から審査請求人等が求めたときは、原則として口頭で意見陳述の機会を与えなければならないことを定めたものである。また、その際には、審査請求人及び参加人は審査会の許可を得て、補佐人と共に審査会に出頭することができることについて定めたものである。

(意見書等の提出)

第40条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(趣旨)

本条は、第39条と同様に、審査請求人等の権利利益の保護と、審査会の適正な審査を確保する観点から、審査請求人等が審査会に対し意見書等を提出する権利を定めたものである。

(委員による調査手続)

第41条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第38条第1項の規定により提示された公文書を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第39条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(趣旨)

本条は、審査会が、対象公文書が膨大であるときや、遠隔地の審査請求人等の意見を聴取する際に必要があると認める場合に、委員を派遣して調査を行うことができることを定めたものである。

(提出資料の写しの送付等)

第42条 審査会は、第38条第3項若しくは第4項又は第40条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、時期的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りではない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(趣旨)

本条は、審査請求人等は、他の審査請求人等から審査会に提出された資料の閲覧を求めることができること、審査会はこの求めを、原則拒むことができないことなど定めたものである。審査会に提出された資料に対する閲覧等を認めることによって、審査請求人等の手続保証を図ることを目的とするものである。

(調査審議手続の非公開)

第43条 第36条第1項第2号の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(趣旨)

本条は、審査会の審査請求に係る調査審議の手続は、非開示情報が記録された公文書などを実際見たり、非開示とされた情報を個別具体的に審査することなどから、これを非公開とすることを定めたものである。

(答申の送付等)

第44条 審査会は、第34条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(趣旨)

本条は、審査会が審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、その内容を確実に伝えるために審査請求人及び参加人に答申書の写しを送付することと、審査会自身の説明責任の観点から答申の内容の公表を義務付けたものである。

(規則への委任)

第45条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

本条は、審査会の運営に関し必要な事項の規則への委任について定めたものである。

## 第4章 雑 則

(適用除外)

第46条 第2章及び前章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
  - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない個人情報については、前章の規定は、適用しない。

(趣旨)

本条は、統計法等に基づき取り扱われる個人情報については第2章及び前章の適用を除外すること、及び刑の執行等に係る個人情報については前章の適用を除外することを定めたものである。

(解釈及び運用)

### 1 第1項関係

本項は、統計法等に基づく統計調査等に係る個人情報については、統計処理され、個人が識別されない形で使用されることが前提とされていること及び統計法等において秘密の保護、目的外使用の禁止、適正な管理等の所要の保護措置が講じられていることから、第2章及び前章の規定を適用しないことを定めたものである。

### 2 第2項関係

(1) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない個人情報」とは、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）をいう。（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関法」という。）第45条第1項）

ア 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る個人情報については、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあることから適用除外としている。

例として雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

イ 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る個人情報、少年の前歴を示す情報を含んでおり成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから適用除外としている。

ウ 「更生緊急保護」とは、犯罪者予防更正法第48条の2第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限定されており、更生緊急保護に係る個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

エ 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を含んでいる。（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限定されており、恩赦に係る個人情報は前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

オ 刑の執行等に係る個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の者の個人情報も含まれるが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る」ことが適当である。

(2) 「その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない個人情報については、前章の規定は、適用しない。」とは、行政機関法の施行に伴い、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成15年法律第61号）が制定され、一般的な自己情報の開示等とは異なる独自の完結した体系的な開示制度等を有する書類等については、行政機関法の規定は適用しないこととされている。

これらの書類の中には、実施機関において保有しているものもあることから、その開示制度等を規定する関係法律の趣旨を損なわないようにするため、本条例の規定を適用しないこととしたものである。

本条例の規定を適用しない個人情報としては、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報（刑事訴訟法第53条の2により行政機関法の適用を除外）及び免許漁業原簿に記録されている個人情報（漁業法第50条第4項により行政機関法の適用を除外）がある。



(他の制度との調整)

第47条 第2章及び前章の規定は、図書館その他これに類する施設（島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第4条に規定する島根県公文書センターを除く。）において一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

2 前章第1節の規定は、法令又は他の条例（島根県情報公開条例を除く。以下この条において「他の法令等」という。）の規定により、個人情報（特定個人情報を除く。第4項及び第6項において同じ。）が第21条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、適用しない。

3 前章第2節の規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正等を求めることができるときは、適用しない。

4 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に訂正等の手続の規定がない場合には、当該個人情報をこの条例の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第24条第1項の規定を適用する。

5 前章第3節の規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止を求めることができるときは、適用しない。

6 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に利用停止の手続の規定がない場合には、当該個人情報をこの条例の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第29条第1項の規定を適用する。

(趣旨)

本条は、図書館等において閲覧等できる個人情報については第2章及び前章の適用を除外すること、他の法令等の規定による開示、訂正等又は利用停止の手続との調整を図ることについて、定めたものである。

(解釈及び運用)

1 第1項関係

本項は、図書館等での個人情報の取扱いの施設において一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については、当該施設の利用規程等に従って閲覧等が行われることから、適用除外とすることを定めたものである。

公文書センターで扱う特定歴史公文書等の中の個人情報については、現に実施機関が取り扱う個人情報と同程度の厳格な取扱いとすべきであり、このことを明確にするため、公文書センターを適用除外となる施設から除いた。

2 第2項関係

(1) 本項は、他の法令等の規定により、個人情報の開示の手続が定められているときは、当該他の法令等の規定を適用することとしたものである。

(2) 特定個人情報については、第2項、第4項及び第6項の適用除外とされ、法令又は他の条例により開示請求等ができる場合にあつても本条例による開示請求等ができるものとしている。これは、番号法による行政機関個人情報保護法の読み替え規定にお

いて、他の法令による開示の実施等との調整について適用除外としており、地方公共団体も同様の措置を講ずる必要があるため、これに合わせ、適用除外としたものである。

特定個人情報の適用除外については、番号法逐条解説（内閣府大臣官房番号制度担当室）において次のように記載されているところである。

「情報提供等開示システムでは、特定個人情報を自動的に開示する仕組みを予定しており、請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることを想定している。そのため他の法令による開示よりも、情報提供等開示システムでの開示の方が利便性が高いものと考えられることなどから、上記規定を適用除外とするものである。」

(3)「島根県情報公開条例を除く」とは、本条例と情報公開条例のいずれの制度においても、自己に関する個人情報が記録された公文書の開示請求及び公開請求ができることを示したものである。

ただし、情報公開条例では、請求者が誰であるかを問わず、たとえ本人からの請求であっても、個人情報は例外的に公開されるものを除いて非公開となるので、自己の個人情報を知りたい場合は、この条例によることが合理的である。

(4)「開示」とは、他の法令等の規定により開示を請求することができる場合のほか、閲覧制度等によって、自己の個人情報を知ることができる規定がある場合も含まれる。

### 3 第3項関係

本項は、他の法令等に個人情報の訂正等の手続の規定がある場合には、当該他の法令等の規定を適用することとしたものである。

「訂正等」とは、他の法令等に修正申告、変更の届出等の手続の規定がある場合をいう。

### 4 第4項関係

本項は、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に訂正等の手続規定がない場合には、改めてこの条例の規定による開示を経ることなく、この条例によって開示を受けたものとみなし、訂正等の請求ができることを規定するものである。

### 5 第5項関係

本項は、他の法令等に個人情報の利用停止の手続の規定がある場合には、当該他の法令等の規定を適用することとしたものである。

### 6 第6項関係

本項は、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に利用停止の手続規定がない場合には、改めてこの条例の規定による開示を経ることなく、この条例によって開示を受けたものとみなし、利用停止の請求ができることを規定するものである。

(苦情処理)

第48条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(趣旨)

本条は、実施機関における個人情報の取扱いに関する各種の苦情について、実施機関は、その適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを規定したものである。

(解釈及び運用)

「実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情」には、個人情報の利用・提供等に関する様々な苦情があり得る。これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって、簡易迅速な解決を図ることが適当なものが少なくないと考えられる。

また、実施機関にとっても、県民から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、実施機関における個人情報の取扱いに関する県民からの信頼を確保するために重要である。

このような苦情の多くは、各実施機関における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず、当該実施機関の責任において、適切かつ迅速に処理に努めることが適切かつ必要であり、実施機関が苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを規定したものである。

(出資法人の責務)

第49条 県が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人であって実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

県が出資している法人は、県の業務と密接な関係にあつて県行政の補完的役割を果たしていることから、一般の事業者以上に個人情報の保護の重要性を認識し、その保護対策を講ずることが望ましいと考えられる。しかしながら、出資法人は、県とは別個の独立した団体であり直接的には条例の適用を受けるものではないこと及びその独立性は尊重されるべきであることから、条例上の実施機関に含めないこととした。

(解釈)

- 1 「県が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人であつて実施機関が定めるもの」とは、県が出資等を行っている法人のうち、一定以上の割合の出資等をしているものなどで、個人情報の保護対策を講ずる必要性があるとして、それぞれの実施機関が定める法人をいう。
- 2 「必要な措置」とは、指定された法人が、本条例の趣旨にのっとり、当該法人の個人情報の保護に関する規程を設けることをいう。

(運用状況の公表)

第50条 知事は、毎年1回この条例の運用状況について公表するものとする。

(趣旨)

本条は、個人情報保護制度の適正な運営と健全な発展を期するため、その運用状況の公表に関する知事の責務を定めたものである。

(委任)

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることにしたものである。

## 第5章 罰 則

第52条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第9条の2第3項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第10条第3項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人情報（公文書に記録されているものに限る。この条及び次条において同じ。）を含む個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（趣旨）

本条は、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、「公文書に記録されている個人情報を含む個人の秘密に属する事項が記録された電子情報」（以下「個人の秘密に係る電子情報」という。）を提供することを処罰するものである。

（解釈及び運用）

個人の秘密を含む個人情報の保有は、実施機関による適正な行政の遂行、個人に対する的確な行政サービスの提供にとって不可欠なものである。他方、近年、行政機関における個人情報の電子計算機処理が急速に進展する中で、個人情報の漏えい等は個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるだけでなく、県民の行政機関における個人情報の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な行政の遂行に重大な支障を生じさせることとなる。本条は、一般的な守秘義務違反の罪（地方公務員法第60条第2号）に加重して罰則を科すものである。

### 1 構成要件

（1）「実施機関の職員若しくは職員であった者、第9条の2第3項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第10条第3項の業務に従事している者若しくは従事していた者」

過去に「職員であった者」及び「従事していた者」をも処罰の対象とするのは、在職又は従事中に取得した、個人の秘密に係る電子情報の要保護性は、職を辞め、あるいは業務に従事しなくなった場合においても変わりがないからである。

（2）「正当な理由がないのに」

本条の罪は「正当な理由がないのに」提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。

「正当な理由がある場合」としては、例えば次のようなものが考えられる。

①利用目的の達成に必要な範囲内で提供する場合

②法令に基づき提供する場合

③第6条ただし書き及び第7条第1項ただし書きに該当する場合

（3）「個人情報（公文書に記録されているものに限る。この条及び次条において同じ。）を含む個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目

的を達成するために特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」  
ア 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られていないことについて相当の利益を有するもの、すなわち非公知性及び秘匿の必要性の2つの要素を具備しているものをいう。

「個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、個人の秘密に係る電子情報のことである。マニュアル（手作業）処理に係る公文書に記録された個人情報は、本条の罪の対象ではない。（地方公務員法第60条第2号の秘密漏洩罪の対象となる）。個人の秘密に係る電子情報に対象を限定したのは、電子計算機処理の大量・高速処理・結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反よりもより厳しく処罰することとしたものである。  
イ 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」と規定することにより、個人情報の記録媒体が複製又は加工されたものが本条の罪の対象となることを明確にしている。

電子計算機処理に係る個人の秘密に係る電子情報を職員等が勝手に複製又は加工したものは実施機関が組織的に保有しているものではないことから、個人の秘密に係る電子情報には該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することとなるので、この旨規定したものである。

「複製」とは、例えばデータベースをダウンロードして自己所有の光ディスクに複写することなどが想定される。また、「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ替えることや、選択的に抽出することなどが想定される。なお、加工したのも、特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

#### （4）「提供」

個人の秘密に係る電子情報を第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して個人の秘密に係る電子情報を管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態であれば、不作為によることもあり得る。

## 2 法定刑

本条の罪を犯した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

## 3 具体例

本条の罪の典型例としては、職員（又は受託業務従事者等）が、個人の秘密が記録されているデータベースを光ディスク等の記録媒体に複写して、不正に譲渡した場合が考えられる。

## 4 他罪との関係

本条の罪と他罪との関係を整理すると、次のとおりである

ア 本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員である場合、地方公務員法の秘密漏洩罪（第60条第2号）と本条の罪は、講学上の法条競合（特別関係）の関係と考えられ、本条の罪が成立するときは地方公務員法の秘密漏洩罪は成立しない。

イ 個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人の秘密に係る電子情報は、通例では、業務に関して知り得た個人情報を含むため、そのような個人の秘密に係る電子情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、第53条との観念的競合となる。

ウ 第54条の罪を犯して実施機関の外部から収集した文書、図画又は電磁的記録は、本条例の個人の秘密に係る電子情報には該当しないことから、これを他に提供しても本条の罪とはならない。

一方、第54条の罪を犯して実施機関の内部にある電子計算機処理に係る個人の秘密に係る電子情報を収集し、当該個人の秘密に係る電子情報を他に提供した場合は、本条の罪も成立し、両罪は併合罪となる。

**第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。**

（趣旨）

本条は、実施機関の職員等が、個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰するものである。

（解釈及び運用）

実施機関において保有されている個人情報は、行政の遂行に用いるためのものであり、また、適正な管理の下で保有されることとされている。このような個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報が転々流通し、場合によっては悪用され、個人の権利利益侵害の可能性や不安感を増大させ、ひいては実施機関における個人情報の取扱いに対する県民の信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、個人情報を自己又は第三者の不正な利益のために用いた職員等を処罰するものである。

## 1 構成要件

### （1）「その業務に関して知り得た個人情報」

「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。

個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、その内容・形態は問わない。

### （2）「個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」

本条の罪の対象は、個人の秘密に限られず個人情報と広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われるもの

に限定したものである。

「提供」については、第52条の（解釈及び運用）参照

「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

（参考）第9条（職員の義務）との関係

本条の罪の対象となる行為は、特に当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為とされており、不正な利益を図る等の意図が存在することを要件としている。一方、第9条はこのような意図が積極的に存在することを求めている。したがって、第9条に違反する行為であっても、本条が適用されない場合もあり得る。この場合であっても、第9条違反を理由として懲戒処分がなされ得ることから、公務の適正な執行の確保と個人情報の保護は可能である。

## 2 法定刑

本条の罪を犯した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとしている。

## 3 具体例

本条の罪の典型例としては、実施機関の職員が、許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を、名簿業者に売却した場合などが考えられる。

## 4 他罪との関係

本条の罪と他罪との関係を整理すると、次のとおりである。

ア 本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員である場合、個人情報のうち個人の秘密に該当するものを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供した場合は、地方公務員法の秘密漏洩罪（第60条第2号）との観念的競合となる。

イ 第54条の罪を犯して個人情報に該当する個人の秘密を収集して、その秘密（個人情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、両罪は併合罪となる。

**第54条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。**

（趣旨）

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものである。



### (解釈及び運用)

実施機関による個人情報の収集は、個人情報が行政の遂行に利用されることに対する県民からの信頼が必要である。特に、個人の秘密に係る個人情報の収集については、とりわけ県民からの信頼が前提となっている。しかるに、実施機関の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密を含む個人情報を収集する行為は、個人の秘密を侵すものであるのみならず、県民の信頼を損ない、ひいては行政の適正かつ円滑な運営を損なうこととなる。このため、本条は、このような職権を濫用して個人の秘密を収集する職員を処罰するものである。

## 1 構成要件

### (1) 「実施機関の職員がその職権を濫用して、収集したとき」

本条は、職権の濫用を要件としていることから、受託業務従事者、指定管理業務従事者は対象としていない。

「職権」とは、実施機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。ここでいう「職権を濫用して、収集」するとは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。

「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を集める意思を持って、進んで集める行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。既に職員が適法に収集して手元にある文書等を複写して持ち帰るといった行為は、既に自己の所持に移した文書等を利用する行為にすぎず、本条の「収集」に当たらない(その後、不正な目的での提供等があれば、第52条、第53条の罪が成立し得る。)。しかし、複数の職員が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。

### (2) 「専らその職務の用以外の用に供する目的」

「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

本条の罪の対象となるには、このような目的をもって収集することが必要であり、例えば、たまたま職務遂行の過程で認知したり、公文書を閲覧して知った個人の秘密について、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の対象とはならない。

## 2 法定刑

本条の罪を犯した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとしている。

## 3 具体例

本条の罪の典型例としては、職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合が考えられる。

#### 4 他罪との関係

公務員職権乱用罪（刑法第193条）との関係については、同罪は、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害することを構成要件としているため、公務員がその職権を濫用して人を介しないで収集する場合は同罪の対象とならない。人を介して収集する場合は、同罪の対象となり得る。後者の場合、同罪と本条の罪は観念的競合となる。

**第55条 第36条第6項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。**

（趣旨）

本条は、個人情報保護審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

**第56条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第22条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。**

（趣旨）

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととするものである。

（解釈）

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人になりすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。
- 2 本条の「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。  
個人情報の開示に当たって、適正な権利行使を担保することが本条の保護法益であり、また、個人情報の中には個人の秘密に係らないものもあることから、刑罰ではなく、秩序罰（過料）としたものである

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第5条第2項ただし書及び第7条第1項第6号の規定中審査会に意見を聴くことに関する部分並びに第35条(第1項第2号を除く。)、第36条及び第44条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第4条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは」とあるのは「で現に行われているものについては」とする。

(適用区分)

- 3 第3章第1節から第3節までの規定は、次に掲げるものに記録されている個人情報について適用する。

(1) 平成13年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

(2) 平成13年4月1日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの

(趣旨)

- 1 附則第1項関係

本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

- 2 附則第2項関係

本項は、この条例の施行の際現に行っている個人情報取扱事務については、この条例の施行の日までに登録しなければならないことを定めたものである。

- 3 附則第3項関係

本項は、第3章第1節から第3節までの規定を適用する公文書の時限的範囲等を定めたものである。

附 則 (平成14年島根県条例第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年8月5日から施行する。(以下略)

(趣旨)

本附則は、第35条第1項第3号の規定に係る改正条例の施行期日を定めたものである。

附 則（平成15年島根県条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
（島根県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の島根県個人情報保護条例第13条の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求について適用し、同日前になされた開示請求についてはなお従前の例による。

（趣旨）

- 1 附則第1項関係  
本項は、第13条第4号、同条第6号及び同条第7号ホの規定に係る改正条例の施行期日を定めたものである。
- 2 附則第2項関係  
本項は、この改正条例に伴う経過措置について定めたものである。

附 則（平成16年島根県条例第42号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、公の施設の管理について指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の適正な個人情報の取扱いを確保するため所要の改正を行った。

附 則（労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成16年島根県条例第71号））抄

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、「労働組合法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「地方労働委員会」の名称を「労働委員会」に改めた。

附 則 （平成16年島根県条例第69号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の島根県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第29条の規定により実施機関に対してされている是正の申出に対する措置については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の島根県個人情報保護条例中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 5 実施機関のうち公安委員会又は警察本部長に係る第2条の規定による改正後の島根県個人情報保護条例第36条第1項第1号及び第4号に掲げる事務並びにこれに関し必要な行為は、第2条の規定の施行の日前においても行うことができる。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

- 6 住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。第2条中「第35条第1項」を「第36条第1項」に改める。

（趣旨）

この改正条例は、次に掲げる事項について所要の改正を行った。

- ア 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えること。
- イ 是正の申出を廃止し、利用停止請求制度を設けること。
- ウ 個人情報をも不正に利用した者等に対する罰則を整備すること。
- エ その他規定の整備

1 附則第1項関係

本項は、改正条例の施行期日を定めたものである。公安委員会及び警察本部長に係る規定については、平成18年4月1日から施行することとした。

2 附則第2項、第3項及び第4項関係

各項は、この改正条例に伴う経過措置について定めたものである。

3 附則第5項関係

本項は、改正後条例施行日（平成18年4月1日）前においても、審査会の意見を聴くこと等の準備行為を行うことができることを定めたものである。

附 則（平成18年島根県条例第3号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（趣旨）

この条例の施行期日を定めたものである。

この改正条例は、次に掲げる事項について所要の改正を行った。

- ア 実施機関は、他の実施機関において個人情報の訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、訂正等の請求に係る事案を移送することができること。
- イ 実施機関は、個人情報の訂正等の実施をした場合において必要と認めるときは、当該個人情報の提供先に対し遅滞なくその旨を通知すること。
- ウ その他規定の整備

附 則（島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年島根県条例第65号））抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（島根県個人情報保護条例の一部改正）

- 2 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「知事」の次に、「、病院事業管理者」を加える。

（島根県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際前項の規定による改正前の島根県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同項の規定による改正後の島根県個人情報保護条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

（趣旨）

- 1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 附則第2項は、病院事業に対する公営企業法の全部適用に伴い病院事業管理者を実施機関に加えるものである。
- 3 附則第3項は、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。

附 則（公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する  
条例（平成19年島根県条例第10号））抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
（島根県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の島根県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の島根県個人情報保護条例の相当規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（趣旨）

- 1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 附則第2項は、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 3 この改正条例は、地方独立行政法人の設立に伴い、県が設立した地方独立行政法人を実施機関に加えた。

附 則（郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成19年  
島根県条例第44号））

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、「郵政民営化法」の施行に伴い、条例第13条第3号ただし書ウに規定する「公務員等」から日本郵政公社の役員及び職員を除いた。

附 則（島根県統計調査条例（平成21年島根県条例第9号））抄

（施行期日）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、「統計法」の全部改正に伴い、適用除外する個人情報について所要の改正を行った。

附 則（島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号））抄  
（施行期日）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、公文書管理条例の制定に伴う公文書の定義外規定の整備のため、所要の改正を行った。

附 則（民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成23年島根県条例第34号））抄

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、民法の一部改正により、未成年後見人に法人を選任することができるようになったことに伴い、開示等の請求人が法人である場合の請求書記載事項の整備のため、所要の改正を行った。

附 則（独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平27年島根県条例第2号））抄

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、条例第13条第3号ただし書ウに規定する「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めた。



附 則（島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年島根県条例第33号））抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第7条第1項の改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定及び第36条第1項第3号の改正規定に限る。） 平成27年10月5日
- (2) 第1条の規定（第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第7条第1項の改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定及び第36条第1項第3号の改正規定を除く。） 平成28年1月1日
- (3) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号の政令で定める日

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の厳格な保護や不正利用等のチェックの観点から、次に掲げる事項について所要の改正を行った。
  - ア 特定個人情報の提供について番号法の規定に該当する場合に限定すること。
  - イ 特定個人情報の利用目的以外の目的での利用を制限すること。
  - ウ 特定個人情報の開示、訂正、利用訂正の請求者に任意代理人を加えること。
  - エ その他規定の整備
- 3 附則第1号関係  
本号は、特定個人情報の定義の追加、特定個人情報の提供の制限及び引用する条項の整理に関する規定は、平成27年10月5日から施行することとした。
- 4 附則第2号関係  
本号は、特定個人情報の利用の制限、特定個人情報の開示等の請求者に任意代理人を加える規定は、平成28年1月1日から施行することとした。

附 則（行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平28年島根県条例第2号））抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為については、なお従前の例による。

(趣旨)

- 1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 附則第2項は、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 3 この改正条例は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次に掲げる事項について所要の改正を行った。
  - ア 開示決定等、訂正等の決定、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこと。
  - イ 行政不服審査法の施行に伴う規定の整理
  - ウ その他規定の整備

附 則(島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平29年島根県条例第4号))  
抄  
(施行期日)  
この条例は、平成29年5月30日から施行する。

(趣旨)

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、情報提供等記録の定義の外規定の整備のため、所要の改正を行った。

附 則(島根県個人情報保護条例及び島根県情報公開条例の一部を改正する条例  
(平成29年島根県条例第23号)) 抄  
(施行期日)  
この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」の施行により個人情報の定義の明確化等がなされたことに伴い、個人情報の定義の外規定の整備のため、所要の改正を行った。

附 則（島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例  
（平成31年条例第2号））抄

（施行期日）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、島根県個人情報保護審査会の審査体制の充実を図るため、委員数の増員や部会の設置など関係規定の整備を行った。